

JA能美

ディスクロージャー誌

私たちの活動をご理解いただくために

令和6年度 令和6年4月1日～令和7年3月31日



ごあいさつ	1	⑤ デリバティブ取引、 金融等デリバティブ取引、 有価証券関連店頭デリバティブ取引	38
1. 経営理念・経営方針	2	(5) 預かり資産の状況	
2. 経営管理体制	2	① 投資信託残高（ファンドラップ含む）	38
3. 社会的責任と貢献活動	3	② 残高有り投資信託口座数	38
4. 事業の概況（令和6年度）	4	2. 共済取扱実績	
5. リスク管理の状況	7	(1) 長期共済保有高	38
6. 事業のご案内	11	(2) 医療系共済の共済金額保有高	39
【経営資料】		(3) 介護系その他の共済金額保有高	39
I 決算の状況		(4) 年金共済の年金保有高	39
1. 貸借対照表	12	(5) 短期共済新契約高	39
2. 損益計算書	14	3. その他事業の実績	
3. キャッシュ・フロー計算書	16	(1) 購買品取り扱い高	40
4. 注記表	18	(2) 受託販売品取り扱い高	40
5. 剰余金処分計算書	26	(3) 保管事業取り扱い実績	40
6. 部門別損益計算書	27	(4) 加工事業取り扱い実績	40
7. 財務諸表の正確性等にかかる確認	29	(5) 利用事業取り扱い実績	40
8. 会計監査人の監査	29	(6) 指導事業の収支内訳	41
II 損益の状況		IV 経営諸指標	
1. 最近の5事業年度の主要な経営指標	30	1. 利益率	41
2. 利益総括表	30	2. 貯貸率・貯証率	41
3. 資金運用収支の内訳	31	V 自己資本の充実の状況	
4. 受取・支払利息の増減額	31	1. 自己資本の状況	41
III 事業の概況		2. 自己資本の構成に関する事項	42
1. 信用事業		3. 自己資本の充実度に関する事項	43
(1) 貯金		4. 信用リスクに関する事項	45
① 種類別貯金平均残高	31	5. 信用リスク削減手法に関する事項	51
② 定期貯金残高	32	6. 派生商品取引及び長期決済期間取引の 取引相手のリスクに関する事項	52
(2) 貸出金		7. 証券化エクスポージャーに関する事項	52
① 種類別貸出金平均残高	32	8. CVAリスクに関する事項	53
② 貸出金金利条件別内訳残高	32	9. マーケット・リスクに関する事項	53
③ 貸出金担保別内訳残高	32	10. オペレーショナル・リスクに関する事項	53
④ 債務保証見返額担保別内訳残高	32	11. 出資等または株式等エクスポージャーに 関する事項	54
⑤ 貸出金使途別内訳残高	33	12. リスク・ウェイトのみなし計算が適用 されるエクスポージャーに関する事項	55
⑥ 貸出金業種別残高	33	13. 金利リスクに関する事項	55
⑦ 主要な農業関係の貸出金残高	33	【JAの概要】	
⑧ 農協法に基づく開示債権の状況及び 金融再生法開示債権区分に 基づく債権の保全状況	34	1. 機構図	57
⑨ 元本補てん契約のある信託に係る 貸出金のリスク管理債権の状況	34	2. 役員	58
⑩ 貸倒引当金内訳	36	3. 組合員数	58
⑪ 貸出金償却額	36	4. 組合員組織の状況	58
(3) 内国為替取扱実績	36	5. 地区	59
(4) 有価証券		6. 沿革・歩み	59
① 保有有価証券平均残高	36	7. 店舗等のご案内	59
② 保有有価証券残存期間別残高	37		
③ 有価証券の時価情報	37		
④ 金銭の信託の時価情報	38		

※ 信用事業を行う農業協同組合は農業協同組合法第54条の3の規定により、事業年度ごとに信用事業及び信用事業に係る財産の状況に関する事項を記載したディスクロージャー誌を作成し、当JAの信用事業を行う全事務所に備え置き、公衆の縦覧に供することが義務づけられています。

昨今の金融機関を巡る相次ぐ不祥事件が発生する中、金融機関にはこれまで以上に「透明性」「健全性」が求められています。ディスクロージャー誌は組合員並びに地域の皆さまが安心して当JAを利用していただけるよう、当組合の経営方針、社会的責任及び経営内容を明らかにするものです。

ごあいさつ

組合員の皆様におかれましては、益々ご清栄のことと、お慶びを申し上げます。

平素は、JA能美の各種事業にご理解とご協力を賜り、心より厚く御礼を申し上げます。

第8次中期経営計画の最終年度として迎えた令和6年度は、県内においては能登半島地震やその後の豪雨災害といった大規模な自然災害に翻弄された一年となりました。

能登地区の復旧・復興へ向けた歩みは始まったばかりであり、今後もJAグループの一員として支援活動を続けてまいります。

さて、令和6年度の農業ならびに社会情勢を顧みますと、令和6年産米価格が高騰を続けたことで、令和のコメ騒動とも称される社会問題にまで発展し、生産者のみならず消費者にとっても大きな影響を受けることとなりました。生産資材をはじめとした諸物価高騰の折、生産者にとっては、コメ価格の上昇は干天の慈雨とも言えますが、長期的な視点に立てば、コメ離れを防ぐとともに、経営の持続性を確保するための適正価格の形成こそが求められるところであります。

一方で、価格高騰が続く中で令和6年産米の集荷率が低下したことに鑑み、令和7年産米以降のJAの米集荷率向上へ向けた価格対応についても、早急に取り組むべき重要な課題であると認識しており、JA系統が力を結集して対応してまいる所存です。生産者各位におかれましては、JAの集荷業務に対し、深いご理解とご協力を賜りますようお願いを申し上げる次第でございます。

また、これら農業情勢に加え、JAの組織運営を取り巻く環境も厳しさを増しております。産業の別を問わず人手不足が深刻化する中、激しい人材争奪戦が展開されています。

当JAにおいては、このような状況に対応するため、採用活動を強化する一方で、令和6年度当初に機構改革を実施し、全事業部門の生産性向上へ向けた取り組みに着手しました。

この取り組みは、人事面においては、単に人員不足への対応にとどまらず、職員個々の対応力向上を目指した新たな挑戦と位置付けており、本総代会でお諮りする第9次中期経営計画に盛り込んだ「人的資本経営」の一翼を担うものとなります。

これら新たな取り組みを進めた結果、当年度の事業総利益ならびに当期剰余金はいずれも事業計画を上回ることでできました。このような成果を得られたのも、偏に組合員各位のご理解とご協力の賜物と、衷心より御礼を申し上げます。

今後は、第9次中期経営計画のメインテーマである「すべては、地域と組合員とともに」のもと、「地域農業の振興」、「持続可能な経営基盤の確立」、「組織基盤強化」、「人的資本経営」という四つの基本目標の達成に取り組んでまいります。

なお、加賀地区6JAによる広域合併につきましては、一部のJAにおいて組織協議が進まず、予定していた期日での合併は不可能な状況となりました。今後は、新たな枠組みも模索しながら、県内JAの合併のありかたについて検討することとなりました。合併の動向につきましては、支店運営委員会等を通じて適時組合員の皆様にご報告してまいりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

今般、情報開示を通じて経営の透明性を高めるとともに、当JAに対するご理解を一層深めていただくために、当JAの主な事業の内容や組織概要、経営の内容などについて、利用者のためにわかりやすくまとめたディスクロージャー誌を作成いたしました。

皆様が当JAの事業をさらにご利用いただくための一助として、是非ご一読いただきますようお願い申し上げます。

今後とも一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

令和7年7月



代表理事組合長
作田 実喜秋

1. 経営理念・経営方針

経営理念

- 地域農業の振興に努めるとともに、地域と組合員から信頼され、安心してご利用いただけるJAであり続けるために、不断の自己改革のもと、健全で持続可能な組合経営に努めます。また、この主体となる人材（職員）を「資本」と位置づけ、その価値の最大化を図るとともに、自律的に行動する職員の育成に取り組みます。

経営方針

◇全体

(1) メインテーマ

すべては、地域と組合員とともに

(2) 基本目標

①地域農業の振興（持続可能な農業の実現に向けて）

安全・安心な農産物の生産拡大を図るため、多様な農業者を育成するとともに、農業者の所得増大に取り組み、地域農業の振興と地域の活性化に努めます。

②持続可能な経営基盤の確立

組合員と地域の利用者が安心して利用できる組織であり続けるために、自己改革を進める中で、事業機能と財務基盤を強化して、持続可能な経営基盤の確立を目指します。

③組織基盤強化（アクティブ・メンバーシップの確立と仲間づくり）

支店における協同活動を通して組合員との関係を深めるとともに、女性・青年をはじめとした多様な層からの新たな組合員加入を促進し、価値観を共有する仲間づくりを進めます。

④人的資本経営（人材育成）

職員という人材を、使えばなくなる「資源」や、人件費という「コスト」ではなく「資本」として捉え、その価値を最大化するための適切な環境を整備するとともに、自律的に行動する職員の育成に取り組みます。

◇営農・経済事業部門

消費者の信頼と実需者のニーズにこたえ、安全で安心な農産物を安定的に供給できる持続可能な地域農業の確立を目指し、農業者の所得増大と農業生産の拡大に取り組みます。また、地域に密着した組織として、インフラ機能の一翼を担い、豊かで暮らしやすい持続可能な地域共生社会の実現に取り組みます。

◇信用・共済事業部門

組合員・利用者・地域の皆様へ安定的な資産形成と「ひと・いえ・くるまの総合保障」の提供を通じた豊かな暮らしと活力ある地域共生社会の実現に取り組みます。また、総合事業を活かした次世代との接点構築と新たな仲間づくりに取り組みます。

◇総務・監査部門

協同活動と総合事業で協同組合の役割を最大限発揮し、地域と組合員から信頼され、安心してご利用いただけるJA組織を確立します。また、「食」と「農」を通じて、組合員・地域とともに豊かな地域共生社会の実現に取り組みます。

2. 経営管理体制

経営管理体制

◇経営執行体制

〔理事会制度〕

当JAは農業者により組織された協同組合であり、正組合員の代表者で構成される「総代会」の決定事項を踏まえ、総代会において選出された理事により構成される「理事会」が業務執行を行っています。また、総代会で選任された監事が理事会の決定や理事の業務執行全般の監査を行っています。

組合の業務執行を行う理事には、組合員の意思を経営に反映するため、地域組合員から選任された理事のほか、信用事業については専任担当として業務精通理事を置くとともに、農業協同組合法第30条に規定する常勤監事及び員外監事を設置し、ガバナンスの強化を図っています。

3. 社会的責任と貢献活動

(1) 農業振興活動

I. 当JAは、地域農業を守り組合員の社会的地位の向上と地域から愛されるJA活動をめざし、次の事業を通じて地域社会に貢献しています。

- ① 自己改革に関する取り組み
自己改革に関する基本目標として、農業者の所得増大、農業生産の拡大、地域の活性化を掲げています。農業者の世代交代による担い手不足、農産物の消費・流通構造の急激な変化、高齢化・人口減少による地域社会の疲弊等の厳しい環境変化のなか、基本目標を達成するため、今まで以上の創意工夫により、積極的に新たな事業展開に取り組んでまいります。
- ② 学童の体験農園を通じ、子供たちや地域の皆様に対して農業への理解を深めています。
- ③ 農業まつり等を通じ、食への理解とおいしく安全な食料をPRするとともに、その安定供給に努めています。
- ④ 農産物直売所を設け、管内の新たな生産者を育成するとともに、地元産農産物の販売促進活動を通して地域農業の振興に取り組んでいます。
- ⑤ 農業者の所得税確定申告の相談を行うとともに、申告に必要なデータをJA系統独自のシステムで管理し、申告作業を支援しています。
- ⑥ JAが農業会計ソフトを導入して、地域の担い手農家、集落営農組織等に対する会計支援を行っています。
- ⑦ 管内産米の供給拠点であるJAグリーンでの直接販売を行うことで、管内産米の消費拡大に取り組んでいます。
- ⑧ 水田フル活用による取り組みで玉ねぎの産地化を目指し、園芸産地振興による地産地消に取り組んでいます。
- ⑨ 支店において地元農産物を販売し、地域の皆様に新鮮な野菜を提供しています。
- ⑩ 「食」をテーマにした組合員・児童による、絵画の支店内展示を行っています。

II. 地域密着型金融への取り組み(中小企業等の経営の改善及び地域の活性化のための取組みの状況を含む)

- ① 農山漁村等地域の活性化のための融資をはじめとする支援(JAバンク石川の農業メインバンク機能強化への取組み)

当JAは、地域における農業者との結びつきを強化し、地域を活性化するため、次の取組みを行っています。

ア. 農業融資商品の適切な提供・開発

各種プロパー農業資金を提供するとともに、農業近代化資金や日本政策金融公庫資金の取扱いを通じて、農業者の農業経営と生活をサポートしています。

令和7年3月末時点において、農業関係資金残高268百万円を取り扱っています。

(注) 農業関係の貸出金とは、農業者及び農業関連団体等に対する貸出金であり、農業生産・農業経営に必要な資金や、農産物の生産・加工・流通に係る事業に必要な資金等が該当します。営農類型別や資金種類別の農業資金、及び農業資金の受託貸付金の取り扱い状況についてはP.33の主要な農業関係の貸出金残高をご覧ください。

イ. 担い手のニーズに応えるための体制整備

当JAは、地域の農業者との関係を強化・振興するための体制整備に取り組んでいます。農業融資担当者が、営農・経済担当者がお聞きした情報も含めて把握し、農業融資に関する訪問・資金提案活動を行っています。

- ② 担い手の経営のライフサイクルに応じた支援

ア. 新規就農者の支援

新規就農者の経営と生活をサポートするため、就農支援資金を取り扱っています。

(単位：件、百万円)

資金名	実行件数	実行金額	令和7年3月末残高
就農支援資金(転貸)	—	—	—
合計	—	—	—

イ. 対応力向上のための職員教育

農業者に対する支援活動を展開する中で、職員の対応力を高めるため、セミナーの受講や資格取得を奨励しています。

(単位：件、百万円)

セミナー・資格名等	主催者	有資格者
農業経営アドバイザー資格	日本プロ農業総合支援機構	15名

- ③ 経営の将来性を見極める融資手法をはじめ、担い手に適した資金供給手法の提供
当JAにおいては、担い手の経営実態やニーズに適した資金の提供に努めています。

ア. 負債整理資金による軽減支援

農業者の債務償還負担を軽減し、経営再建を支援するため、負債整理資金を取り扱っています。

【令和6年度負債整理資金の貸出実績】

(単位：件、百万円)

資金名	実行件数	実行金額	令和7年3月末残高
農業経営負担軽減支援資金	—	—	—
畜産特別資金	—	—	—
合計	—	—	—

- ・ 農業経営負担軽減支援資金は、営農に必要な資金を借り受けたために生じた負債の借換えのための制度資金であり、JAなどの融資機関において取り扱っています。
- ・ 畜産特別資金は、過去の負債の償還が困難な畜産経営者に対する長期・低利の借換資金であり、JAなどの融資機関において取り扱っています。

④ 農山漁村等地域の情報集積を活用した持続可能な農山漁村等地域育成への貢献

ア. 災害被災者への支援

災害対策窓口の設置、災害対策資金の創設や個別融資先の経営状況に応じた償還条件の緩和等の対応を行っています。

イ. 食農教育応援事業の展開

地域の小学生の農業に対する理解促進のため、農業体験学習の受け入れ等に取り組んでいます。

活動名	活動内容
学童農園	水稻（田植え、稲刈り）等

(2) 地域貢献活動

- ① 能美市との連携の下、独居老人等を見守る活動を石川県の地域見守りネットワークへの加盟も含め、事業を通じ取り組んでいます。
- ② 年金友の会の活動を通して、地域の方々の交流と健康増進のお手伝いをしています。
- ③ 組合員のくらしの利便性向上やJA ネットバンク等非対面チャネルの利用促進のため、スマホ体験教室を開催しています。
- ④ 各支店において、定期的なローン相談会・年金無料相談会を開催しています。
- ⑤ 女性部活動の一環として、カルチャー活動のほか、加工部会を通じた地元産食材を使った加工食品の商品化と地域の食文化の発信に取り組んでいます。
- ⑥ 青壮年部活動の一環としては、「カーブミラー清掃」「粗大ごみ回収」など、地域内におけるボランティア活動に積極的に参加しています。
- ⑦ 「熊田川清掃」など、地域内における様々なボランティア活動に積極的に参加しています。
- ⑧ JAN、ホームページ、SNS での様々なイベント等の広報活動を行うことや、SDG sへ取り組むことで地域にとって必要とされるJA をめざし信頼と共感づくりに取り組んでいます。
- ⑨ 国消国産・地産地消・食農教育・農福連携の活動として関係機関と連携し、様々なイベントへの参加等を通じて管内農業や農産物の普及・振興に努めています。

4. 事業の概況（令和6年度）

◇ 全体的な概況〔取り組みとその結果・実績及び対処すべき課題〕

令和6年度は、永らく続いたマイナス金利政策が解除され、4月以降徐々に金利を実感する事業環境となりました。年度下期には、信用事業並びに共済事業において明らかに金利上昇の影響が表れ、特に信用事業においては調達面での競争が激しくなり、急激なコスト増にさらされることになりました。また、産業の壁を越えて人手不足が深刻化したことで、人材の争奪戦に対応しなければならないなど、複数の重要な課題を抱えた中での事業展開となりました。

このような環境下、令和6年3月に機構改革を実施し、信用・共済事業においては、組合員・利用者の皆様への相談機能向上を目指して渉外体制を再構築するとともに、外部講師による研修機会拡大とOJTの強化によって渉外担当者のスキル向上に努め、相応の成果を得ました。

また、この渉外体制の整備とあわせ、機構改革のもう一つの柱として、営農経済部に「園芸振興課」を新設しました。当課新設により、高収益作物の作付け拡大と産直生産者の育成に取り組むとともに、営農推進課ならびに融資課との連携によって、農業経営コンサルタント業務を拡大し、事業継承や個別経営体の経営改善へ向けた提案活動を強化しました。

このほか、懸案となっていたJAの収益力向上策の一環として、信用事業の運用手段を拡大するとともに、購買事業において、自動車事業、JAグリーンといった拠点型事業の業務改善を進めて生産性を高め、着実に収支改善の実を挙げることができました。

以上の取り組みによって、事業活動の成果である事業総利益は1,159百万円（計画：1,116百万円）、事業利益についても126百万円（計画：41百万円）と計画を上回り、当期剰余金は151百万円（計画53百万円）を確保することができました。この結果、経営の健全性を示す自己資本比率は、30.74%（前年28.3%）と高い水準を維持し、着実に財務基盤の強化を進めることができました。

◇信用事業〔活動・実績〕

組合員・地域の皆様のさまざまなニーズに応えるべく相談機能を高めるとともに、安心してご利用いただける地域金融機関として活動に取り組みました。

◇共済事業〔活動・実績〕

組合員・地域の皆様を第一に考え、安心と満足をお届けするとともに、ニーズに応じた最適な保障の提供に取り組みました。

◇農業関連事業〔活動・実績〕

令和6年産米価は様々な要因が重なったことで上昇し、生産者手取り増大に繋がりましたが、依然として米需要は減少傾向が続いています。米価上昇による更なる米消費減退が危惧される中、水田フル活用による大麦・大豆の作付け拡大と園芸振興作物として新たな品目の作付けに取り組みました。また、販売力強化と安定供給では実需者との連携で昨年より取り組んでいる「にじのきらめき」の契約栽培を更に拡大出来たことで、農家手取りの安定に寄与しました。またトータルコストの低減としてスマート農機の提案や水稲除草剤の省力化を推進し、農業経営支援に繋がりました。

◇生活関連事業〔活動・実績〕

物価上昇が続き、消費者の節約志向が強まる厳しい事業環境の中、JAグリーンでは、季節を意識した催事コーナーを設置する等、魅力ある店舗づくりに努めました。また、燃料事業では柔軟な価格対応や各種キャンペーンを展開したことで利用拡大に繋がりました。更に自動車事業ではお客様満足度アンケートを実施し、より身近で親しみやすい整備工場となるよう努めました。また、エンジンオイル交換時期案内を継続することでお客様に喜んで頂きました。

◆対処すべき重要な課題

① 自己改革に関する取り組み

当組合では自己改革に関する基本目標として、農業者の所得増大、農業生産の拡大、地域の活性化を掲げています。

農業者と組合員の減少、農産物の価格・消費・流通構造の急激な変化、高齢化・人口減少による人手不足・地域社会の疲弊等の厳しい環境変化のなか、「JA本来の役割」を再認識し役職員全員が経営方針のもと基本目標を達成するため、今まで以上の創意工夫により、積極的に新たな事業展開に取り組んでまいります。

なお、当事業年度における農業所得の増大に関する事項並びに組合の事業運営等に対する准組合員の意見等の反映及び事業の利用に関する事項については、「自己改革工程表」に記載してあります。

② 地域農業の振興（持続可能な農業の実現に向けて）

安全・安心な農産物の生産拡大を図るため、多様な農業者を育成するとともに、農業者の所得増大に取り組み、地域農業の振興と地域の活性化に努めます。

③ 持続可能な経営基盤の確立

組合員と地域の利用者が安心して利用できる組織であり続けるために、自己改革を進める中で、事業機能と財務基盤を強化して、持続可能な経営基盤の確立を目指します。

④ 組織基盤強化（アクティブ・メンバーシップの確立と仲間づくり）

支店における協同活動を通して組合員との関係を深めるとともに、女性・青年をはじめとした多様な層からの新たな組合員加入を促進し、価値観を共有する仲間づくりを進めます。

⑤ 人的資本経営（人材育成）

職員という人材を、使えばなくなる「資源」や、人件費という「コスト」ではなく「資本」として捉え、その価値を最大化するための適切な環境を整備するとともに、自律的に行動する職員の育成に取り組みます。

◇業務の適正を確保するための体制

当組合では、法令遵守等の徹底や、より健全性の高い経営を確保し、組合員・利用者の皆さまに安心して組合をご利用いただくために、内部統制システム基本方針を策定し、組合の適切な内部統制の構築・運用に努めています。

今年度の運用状況の概要は、各項目下段に、「運用状況について」と記載のあるとおりです。

内部統制システム基本方針

1. 理事及び職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 組合の基本理念及び組合のコンプライアンスに関する基本方針を定め、役職員は職務上のあらゆる場面において法令・規則、契約、定款等を遵守する。
- (2) 重大な法令違反、その他法令及び組合の諸規程の違反に関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監事に報告するとともに、理事会等において協議・検討し、速やかに是正する。
- (3) 内部監査部署を設置し、内部統制の適切性・有効性の検証・評価を行う。内部監査の結果、改善要請を受けた部署については、速やかに必要な対策を講じる。

- (4) 「マネー・ローンダリング等および反社会的勢力等への対応に関する基本方針」等に基づき、反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、一切の関係を持たない。また、マネー・ローンダリング等の金融犯罪防止及び排除に向けた管理体制を整備・確立する。
- (5) 組合の業務に関する倫理や法令に抵触する可能性のある事項について、役職員等が相談もしくは通報を行うことができる制度を活用し、法令違反等の未然防止に努める。
- (6) 監事監査、内部監査、会計監査人が適正な監査を行えるよう、三者が密接に連絡できる体制を整備する。
- (7) 業務上知り得た当組合の取引先に関する未公表の重要事実を適切に管理する体制を整備する。

(運用状況について)

組合の地域特性・組合員ニーズ等に応じて独自の経営理念を定め、中期計画等に反映して役職員に周知徹底し実行している。

コンプライアンス基本方針及びコンプライアンスプログラムを定め、研修会の開催や自店検査、人事ローテーション、職場離脱等の諸制度を適切に実施している。

内部監査の実施により業務運営にかかる問題点が把握され、その改善取組みについての確な進捗管理により実践している。

また、役員による重要性の理解と陣頭指揮のもと、現業部署・リスク管理部署・内部監査部署が連携して反社会的勢力排除や金融犯罪防止にあたっている。

2. 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 文書・情報の取扱いに関する方針・規程に従い、職務執行に係る情報を適切に保存・管理する。
- (2) 個人情報保護に関する規程を整備し、個人情報を適切かつ安全に保存・管理する。

(運用状況について)

情報セキュリティに係る基本方針および個人情報保護方針に基づき、重要情報を一元的に管理し、重要性に応じてリスクへの対応を図っている。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 認識すべきリスクの種類を特定するとともに管理体制の仕組みを構築し、リスク管理の基本的な態勢を整備する。
- (2) 組合のリスクを把握・評価し、必要に応じ、定性・定量それぞれの面から事前ないし事後に適切な対応を行い、組合経営をとりまくリスク管理を行う。

(運用状況について)

リスク管理基本方針を策定し、組合をとりまくリスクの把握に努めるとともに理事会で定期的に協議・検討を行っている。

リスク管理委員会を設置し、重要なリスクの特定と対応状況の管理に努めるとともに、取組状況を定期的に理事会に報告している。

4. 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 職制、機構、業務分掌、指示命令系統を明文化し、役職員の職務執行を効率的に遂行する。
- (2) 中期経営計画及び同計画に基づく部門別事業計画を策定し、適切な目標管理により、戦略的かつ効率的な事業管理を行う。

(運用状況について)

中期経営計画および事業計画を策定し、その進捗状況を月次で把握している。人材育成指針を策定し、中長期的な視点から人材育成に取り組んでいる。

定期的に収支シミュレーションを実施し、経営改善に取り組んでいる。

5. 監事監査の実効性を確保するための体制

- (1) 監事が円滑に職務を執行し、監事監査の実効性を確保するために必要な体制を整備する。
- (2) 監事と定期的な協議を実施し、十分な意思疎通をはかる。
- (3) 内部監査担当部署に対して監事と十分な連携を行うよう指示する。

(運用状況について)

理事と監事は、業務の運営や課題等について、定期的に協議を行っている。内部監査部署には監事との十分な連携を指示し、監事監査の実効性確保を支援している。

6. 組合における業務の適正を確保するための体制

- (1) 各業務が適正かつ効率的に執行されるよう、規程やマニュアル、業務フロー等の業務処理に係る内部統制を整備する。
- (2) 業務処理に係る内部統制が運用されるよう、定期的な検証と是正を行う。

(運用状況について)

各業務について統一的な事務手続きを定めることにより内部統制を整備し、職員への研修の実施や内部監査・自店検査の実施によりそれらの定着及び高度化を図っている。

7. 財務情報その他組合情報を適切かつ適時に開示するための体制

- (1) 会計基準その他法令を遵守し、経理規程等の各種規程等を整備し、適切な会計処理を行う。
- (2) 適時・適切に財務報告を作成できるよう、決算担当部署に適切な人員を配置し、会計・財務等に関する専門性を維持・向上させる人材育成に努める。
- (3) 法令の定めに基づき、ディスクロージャー等を通じて、財務情報の適時・適切な開示に努める。
- (4) 「財務諸表の正確性、内部監査の有効性についての経営者責任」をディスクロージャー誌に記載して表明する。

(運用状況について)

経理規程を定め、適切な会計処理の選択、会計上の見積りを行うことに努めており、会計処理にあたっては業務システムと連携した会計システムが構築されている。

財務情報の開示にあたり、決算業務にかかる体制を整備するとともに、内部監査等により財務諸表等の正確性を維持する仕組みが構築されている。

以上

5. リスク管理の状況

◇リスク管理体制等

(リスク管理基本方針)

健全性の高いJA経営を確保し、組合員・利用者の皆さまの信頼性を継続的に高めていくため、JAでは総合リスク管理規程を定め、JAが直面する重要なリスクを特定し、JA全体としての最適な対応について組織を挙げて取り組むこととしています。また、昨今の国際情勢をふまえ、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の金融サービスの濫用防止対策（マネロン等対策）の重要性はこれまでに高く高まっています。当JAではマネロン等対策を重要課題の1つとして位置付け、リスクに応じた対策を適切に講じています。

①与信リスク管理

与信リスクとは、融資や未収金取引などの与信先の財務状況の悪化等により、資産（オフ・バランスを含む。）の価値が減少ないし消失し、JAが損失を被るリスクのことです。個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に総務部リスク管理課を設置し各支店と連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。また、経済事業において未収金取引を行う場合についても取引先の財務状況を勘案して実施していくこととしています。貸出債権・経済事業債権について資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「債権の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

②余裕金運用リスク管理

1) 市場リスク管理

市場リスクとは、金利、為替、株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債（オフ・バランスを含む。）の価値が変動し、損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクのことです。主に金利リスク、価格変動リスクなどをいいます。金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在している中で金利が変動することにより、利益が低下ないし損失を被るリスクをいいます。また、価格変動リスクとは、有価証券等の価格の変動に伴って資産価格が減少するリスクのことです。

当JAでは、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用状況については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当JAの保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし、定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

2) 流動性リスク管理

流動性リスクとは、運用と調達とのミスマッチや予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる、又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク（資金繰りリスク）及び市場の混乱等により市場において取引ができないため、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク（市場流動性リスク）のことです。

当JAでは、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性

の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置づけ、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握した上で、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

③業務運営リスク管理

業務運営リスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくはシステム操作が不適切であること又は外生的な事象による損失を被るリスクのことです。

収益発生を意図し能動的な要因により発生する与信リスクや余裕金運用リスク以外のリスクで、受動的に発生する事務、システム、法務などについて事務処理や業務運営の過程において、損失を被るリスクを意味します。業務運営リスクについては事務手続きにかかる各種規程を理事会等で定め、業務の多様化や事務量の増加に対応して正確な事務処理を行うため、事務マニュアルを整備するとともに自店検査を実施しています。その有効性について内部監査や監事監査の対象とするとともに、事故・事務ミスが発生した場合は速やかに状況を把握して理事会に報告する体制を整備して、再発防止策の実施によりリスク発生後の対応及び改善が迅速・正確に反映ができるよう努めています。

④システムリスク管理

システムリスクとは、外部からのサイバー攻撃等によるコンピュータシステムのダウン又は誤作動等、システムの不備に伴い金融機関が損失を被るリスク、さらにコンピュータが不正に使用されることにより金融機関が損失を被るリスクのことです。当JAでは、コンピュータシステムの安定稼働のため、安全かつ円滑な運用に努めるとともに、システムの万一の災害・障害等に備え、内部規程・マニュアルなどを策定しています。

⑤会計リスク管理

JAは作成する計算書類等について監査法人の監査を受監し、国内で適用される各種の会計実務指針を遵守した会計処理を実施しています。会計基準の厳格な適用により、JAが意図しない多額の会計上の損失を計上するリスクについては、会計監査法人とのコミュニケーションを適宜行うことにより毎年度の決算方針を明らかにすることにより対処しています。

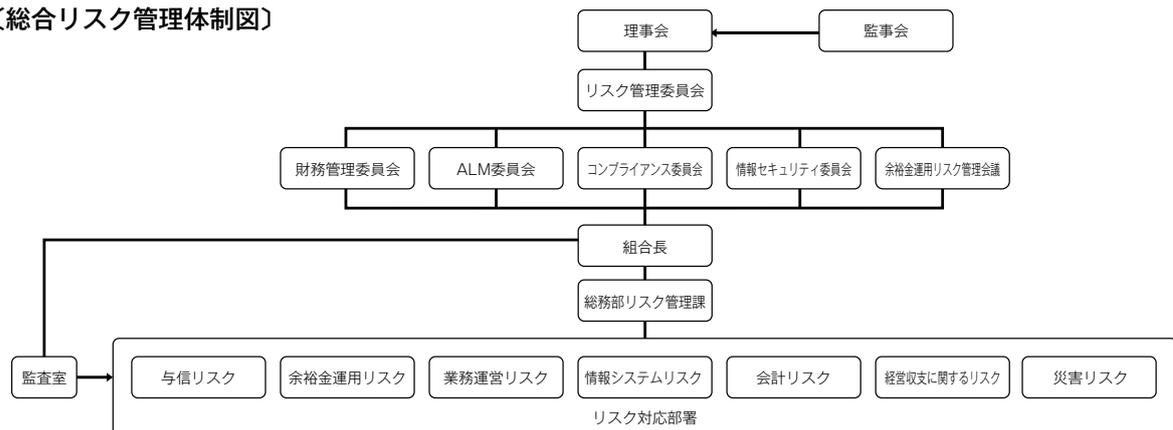
⑥経営収支に関するリスク管理

監督官庁が行う早期警戒制度において、JAが存続するためには中長期的な収支の確保の見通しについて実現可能性を対外的に説明することが求められており、監督官庁より実現可能性について理解が得られない場合にはJAの存続が困難となるリスクがあります。JAでは毎年度中長期的な収支シミュレーションを実施し、将来的な収支確保の具体策を策定して着実な実践を行うための体制を構築して実現に取り組んでいます。

⑦災害リスク管理

国内における自然災害や疫病の感染拡大などの災害リスクに対して、各企業体はそれらの発生の対応や事業継続について予め準備しておくことが求められています。当JAでは事業継続計画（BCP）を策定して、災害発生時の対応方法について定めるとともに、平時より発生時対応に向けた訓練の実施や備蓄品の確保に取り組んでいます。

〔総合リスク管理体制図〕



◇法令遵守体制

〔コンプライアンス基本方針〕

利用者保護への社会的要請が高まっており、また最近の企業不祥事に対する社会の厳しい批判に鑑みれば、組合員・利用者からの信頼を得るためには、法令等を遵守し、透明性の高い経営を行うことがますます重要になっています。

このため、コンプライアンス（法令等遵守）を経営の重要課題のひとつとして位置づけ、この徹底こそが不祥事を未然に防止し、ひいては組織の信頼性向上に繋がるとの観点にたち、コンプライアンスを重視した経営に取り組めます。

〔コンプライアンス運営態勢〕

コンプライアンス態勢全般にかかる検討・審議を行うため、代表理事組合長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置するとともに、コンプライアンスの推進を行うため、本店各部門・各支店にコンプライアンス管理者を設置しています。

基本姿勢及び遵守すべき事項を記載した手引書「コンプライアンス・マニュアル」を策定し、研修会を行い全役職員に徹底しています。

毎年度、コンプライアンス・プログラムを策定し、実効ある推進に努めるとともに、統括部署を設置し、その進捗管理を行っています。

また、組合員・利用者の皆さまの声を真摯に捉え、前向きに事業に反映するため、苦情・相談等の専門窓口を設置しています。

〔個人情報保護方針〕

当 JA は、組合員・利用者等の皆様の個人情報を正しく取扱うことが当 JA の事業活動の基本であり社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守することを誓約します。

1. 関連法令等の遵守

当 JA は、個人情報を適正に取扱うために、「個人情報の保護に関する法律」（以下「保護法」といいます。）その他、個人情報保護に関する関係諸法令および個人情報保護委員会のガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。

個人情報とは、保護法第 2 条第 1 項、第 2 項に規定する、生存する個人に関する情報で、特定の個人を識別できるものをいい、以下も同様とします。

また、当 JA は、特定個人情報を適正に取扱うために、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「番号利用法」といいます。）その他、特定個人情報の適正な取り扱いに関する関係諸法令およびガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。

特定個人情報とは、番号利用法第 2 条第 8 項に規定する、個人番号をその内容に含む個人情報をいい、以下も同様とします。

2. 利用目的

当 JA は、個人情報の取り扱いにおいて、利用目的をできる限り特定したうえ、あらかじめご本人の同意を得た場合および法令により例外として扱われるべき場合を除き、その利用目的の達成に必要な範囲内でのみ個人情報を利用します。ただし、特定個人情報においては、利用目的を特定し、ご本人の同意の有無に関わらず、利用目的の範囲を超えた利用は行いません。

ご本人とは、個人情報によって識別される特定の個人をいい、以下同様とします。

利用目的は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめ公表するか、取得後速やかにご本人に通知し、または公表します。ただし、ご本人から直接書面で取得する場合には、あらかじめ明示します。

3. 適正取得

当 JA は、個人情報を取得する際、適正かつ適法な手段で取得いたします。

4. 安全管理措置

当 JA は、取扱う個人データ及び特定個人情報を利用目的の範囲内で正確・最新の内容に保つよう努め、また安全管理のために必要・適切な措置を講じ従業員および委託先を適正に監督します。

個人データとは、保護法第 2 条第 6 項が規定する、個人情報データベース等（保護法第 2 条第 4 項）を構成する個人情報をいい、以下同様とします。

5. 匿名加工情報の取り扱い

当 JA は、匿名加工情報（保護法第 2 条第 9 項）の取り扱いに関して消費者の安心感・信頼感を得られるよう、保護法の規定に従うほか、個人情報保護委員会のガイドライン、認定個人情報保護団体の個人情報保護指針等に則して、パーソナルデータの適正かつ効果的な活用を推進いたします。

6. 第三者提供の制限

当 JA は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめご本人の同意を得ることなく、個人データを第三者に提供しません。

また、当 JA は、番号利用法第 19 条各号により例外として扱われるべき場合を除き、ご本人の同意の有無に関わらず、特定個人情報を第三者に提供しません。

7. 機微（センシティブ）情報の取り扱い

当 JA は、ご本人の機微（センシティブ）情報（要配慮個人情報並びに労働組合への加盟、門地、本籍地、保健医療等に関する情報）については、法令等に基づく場合や業務遂行上、必要な範囲においてご本人の同意をいただいた場合等を除き、取得・利用・第三者への提供は、致しません。

8. 開示・訂正等

当 JA は、保有個人データにつき、法令に基づきご本人からの開示、訂正等に応じます。保有個人データとは、保護法第 2 条第 7 項に規定するデータをいいます。

9. 質問・苦情窓口

当 JA は、取扱う個人情報につき、ご本人からの質問・苦情に対し迅速かつ適切に取り組み、そのための内部体制の整備に努めます。

10. 継続的改善

当 JA は、取扱う個人情報について、適正な内部監査を実施するなどして、本保護方針の継続的な改善に努めます。

〔情報セキュリティ基本方針〕

当 JA は、組合員・利用者等の皆様との信頼関係を強化し、より一層の安心とサービスを提供するため、組合内の情報およびお預かりした情報のセキュリティの確保と日々の改善に努めることが当組合の事業活動の基本であり、社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守することを誓約します。

1. 当 JA は、情報資産を適正に取り扱うため、コンピュータ犯罪に関する法律、不正アクセス行為の禁止に関する法律、IT 基本法その他の情報セキュリティに関係する諸法令、および農林水産大臣をはじめ主務大臣の指導による義務を誠実に遵守します。
2. 当 JA は、情報の取扱い、情報システムならびに情報ネットワークの管理運用にあたり、適切な組織的・人的・物理的・技術的安全管理措置を実施し、情報資産に対する不正な侵入、紛失、漏えい、改ざん、破壊、利用妨害等が発生しないよう努めます。
3. 当 JA は、情報セキュリティに関して、業務に従事する者の役割を定め、情報セキュリティ基本方針に基づき、組合全体で情報セキュリティを推進できる体制を維持します。
4. 当 JA は、万一、情報セキュリティを侵害するような事象が発生した場合、その原因を迅速に解明し、被害を最小限に止めるよう努めます。
5. 当 JA は、上記の活動を継続的に行うと同時に、新たな脅威にも対応できるよう、情報セキュリティマネジメントシステムを確立し、維持改善に努めます。

〔金融商品の勧誘方針〕

当 JA は、貯金・定期積金、共済その他の金融商品の販売等の勧誘にあたっては、次の事項を遵守し、組合員・利用者の皆さまの立場に立った勧誘に努めるとともに、より一層の信頼をいただけるよう努めてまいります。

1. 組合員・利用者の皆さまの商品利用目的ならびに知識、経験、財産の状況及び意向を考慮のうえ、適切な金融商品の勧誘と情報の提供を行います。
2. 組合員・利用者の皆さまに対し、商品内容や当該商品のリスク内容など重要な事項を十分に理解していただくよう努めます。
3. 不確実な事項について断定的な判断を示したり、事実でない情報を提供するなど、組合員・利用者の皆さまの誤解を招くような説明は行いません。
4. お約束のある場合を除く、組合員・利用者の皆さまにとって不都合と思われる時間帯での訪問・電話による勧誘は行いません。
5. 組合員・利用者の皆さまに対し、適切な勧誘が行えるよう役職員の研修の充実に努めます。
6. 販売・勧誘に関する組合員・利用者の皆さまからのご質問やご照会については、適切な対応に努めます。

◇金融 ADR 制度への対応

① 苦情処理措置の内容

当 JA では、苦情処理措置として、業務運営体制・内部規則等を整備のうえ、その内容をホームページ・チラシ等で公表するとともに、JA バンク・JF マリンバンク相談所や JA 共済連とも連携し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。

(当 JA の苦情等受付窓口(電話:0761-57-3505(月~金 8時30分~17時))

② 紛争解決措置の内容

当 JA では、紛争解決措置として、次の外部機関を利用しています。

・信用事業

金沢弁護士会紛争解決センター(電話:076-221-0242)

(信用事業の紛争解決措置利用にあたっては、①の窓口または JA バンク相談所(電話:03-6837-1359)にお申し出下さい。)

・共済事業

(一社)日本共済協会 共済相談所(電話:03-5368-5757) <https://www.jcia.or.jp/advisory/>

(一財)自賠責保険・共済紛争処理機構 <https://www.jibai-adr.or.jp/>

(公財)日弁連交通事故相談センター <https://n-tacc.or.jp/>

(公財)交通事故紛争処理センター <https://www.jcstad.or.jp/>

日本弁護士連合会 弁護士保険ADR

(<https://www.nichibenren.or.jp/activity/resolution/lac.html>)

(各機関の連絡先(住所・電話番号)につきましては、上記ホームページをご覧くださいか、①の窓口にお問い合わせ下さい。)

◇内部監査体制

当 JA では、内部監査部門を被監査部門から独立して設置し、経営全般にわたる管理及び各部門の業務の遂行状況を、内部管理態勢の適切性と有効性の観点から検証・評価し、改善事項の勧告などを通じて業務運営の適切性の維持・改善に努めています。

また、内部監査は、当 JA の本店・支店のすべてを対象とし、中期及び年度の内部監査計画に基づき実施しています。監査結果は代表理事組合長及び監事に報告したのち被監査部門に通知され、定期的に被監査部門の改善取組状況をフォローアップしています。また、監査結果の概要を定期的に理事会に報告することとされていますが、特に重要な事項については、直ちに理事会、代表理事組合長、監事に報告し、速やかに適切な措置を講じています。

◇金融円滑化体制

〔金融円滑化基本方針〕

当 JA では、平成 21 年 12 月金融円滑化法施行以来、金融円滑化にかかる基本方針を定め、貸付条件変更申込があった取引先に対して、キャッシュフロー検証や対象中小企業等の業況・特性も踏まえた審査により、対応処理してきました。

金融円滑化法は平成 25 年 3 月末に期限を迎えましたが、今後もこの方針に基づき、お客様からのご相談等により一層丁寧な対応を心掛けてまいります。

6. 事業のご案内

〔信用事業〕

信用事業は、貯金・融資・為替決済などの金融サービスを提供することにより農業をはじめ地域社会の発展に貢献しています。この信用事業は、JA・信連・農林中金という三段階の組織が有機的に結びつき、JAバンクとして大きな力を発揮しています。

1. 貯金業務

組合員はもちろん地域住民の皆さまや事業主の皆さまにもお気軽にご利用いただけるよう貯金の種類として当座貯金・普通貯金・貯蓄貯金・定期貯金・定期積金などの各種貯金を目的・期間にあわせてご利用いただいております。

2. 融資業務

組合員への融資を始め、地域の皆さまの暮らしや、事業に必要な資金をご融資しています。また、地方公共団体・農業関連産業などへも融資し、地域経済の発展に貢献しています。さらに、(株)日本政策金融公庫(旧農林公庫)等の融資の申し込みのお取り次ぎもしています。

3. 為替決済業務

全国の JA をはじめ、すべての民間金融機関とオンライン提携し、送金・振込・代金取立等の内国為替業務を行っております。

貯金ネットサービスは都銀・地銀をはじめとする民間金融機関と CD オンライン提携しており全国の金融機関の CD・ATM 利用が可能となっております。

また、給与・年金等口座振替業務についてもお取り扱いしております。

4. 国債の窓口販売業務

個人向け国債及び中・長期利付国債の窓販業務を行っております。

〔共済事業〕

JA 共済は、JA が行う地域密着型の総合事業の一環として、組合員・利用者の皆さまの生命・財産を相互扶助によりトータルに保障しています。事業実施当初から生命保障と損害保障の両方を実施しており、個人の日常生活のうえで必要とされるさまざまな保障・ニーズにお応えできます。

JA 共済では、生命・建物・自動車などの各種共済による生活総合保障を展開しています。

長期共済 終身共済、定期生命共済、養老生命共済、こども共済、医療共済、がん共済、定期医療共済、介護共済、年金共済、生活障害共済、特定重度疾病共済、認知症共済、建物更生共済

短期共済 火災共済、自動車共済、傷害共済、賠償責任共済、農業賠償責任共済、自賠責共済

〔経済事業〕

JA は信用・共済事業の他に、農業から生活までに関わるさまざまな事業を行っております。

1. 農業に関わる事業

JA は肥料や農薬、ハウス資材、農機具等の生産資材の販売、米や野菜などの農産物の生産・販売、育苗センター・ライスセンター・カントリーエレベーター・選果場等の農業関連施設の利用事業、営農指導・相談を行っています。

2. 生活に関わる事業

JA は日用品・プロパンガス・ガソリン・車など生活に関わる用品を販売しています。また、旅行の手配や生活福祉事業(健康管理活動・生きがいづくり活動)を行っています。

I 決算の状況

1. 貸借対照表

科 目 (資産の部)	資 産	
	令和5年度	令和6年度
1. 信用事業資産	77,075,168	76,645,812
(1) 現金	194,964	172,475
(2) 預金	61,424,073	56,000,780
系統預金	60,917,716	55,495,678
系統外預金	506,357	505,101
譲渡性預金	—	—
(3) 買入金銭債権	—	—
(4) 商品有価証券	—	—
(5) 金銭の信託	—	—
(6) 有価証券	2,938,210	4,963,153
(7) 貸出金	12,454,110	15,431,901
(8) その他の信用事業資産	69,082	81,263
未収収益	36,570	59,565
その他の資産	32,511	21,698
(9) 債務保証見返	—	—
(10) 貸倒引当金	△5,271	△3,761
2. 共済事業資産	3,505	12,538
(1) 共済貸付金	—	—
(2) 共済未収利息	—	—
(3) その他の共済事業資産	3,505	12,538
(4) 貸倒引当金	—	—
3. 経済事業資産	787,182	867,379
(1) 受取手形	—	—
(2) 経済事業未収金	249,292	250,288
(3) 経済受託債権	190,184	314,425
(4) 棚卸資産	328,735	287,335
購買品	266,841	224,700
その他の棚卸資産	61,894	62,634
(5) その他の経済事業資産	18,974	15,330
(6) 貸倒引当金	△5	0
4. 雑資産	103,337	97,064
5. 固定資産	1,788,022	1,756,978
(1) 有形固定資産	1,785,813	1,755,671
建物	2,745,978	2,695,956
機械装置	1,042,371	1,072,778
土地	705,773	705,773
リース資産	59,112	59,112
建設仮勘定	—	—
その他の有形固定資産	1,047,684	1,080,465
減価償却累計額	△3,815,105	△3,858,413
(2) 無形固定資産	2,209	1,306
リース資産	—	—
その他の無形固定資産	2,209	1,306
6. 外部出資	2,897,733	2,897,733
(1) 外部出資	2,897,733	2,897,733
系統出資	2,809,059	2,809,059
系統外出資	88,674	88,674
子会社等出資	—	—
(2) 外部出資等損失引当金	—	—
7. 前払年金費用	53,183	86,167
8. 繰延税金資産	48,512	86,455
9. 再評価に係る繰延税金資産	—	—
10. 繰延資産	—	—
資産の部合計	82,756,646	82,450,129

負債及び純資産		
科目	令和5年度	令和6年度
(負債の部)		
1. 信用事業負債	74,093,753	73,362,914
(1) 貯金	73,935,685	73,056,770
(2) 譲渡性貯金	—	—
(3) 借入金	704	117
(4) その他の信用事業負債	157,364	306,026
未払費用	13,256	22,054
その他の負債	144,107	283,971
(5) 債務保証	—	—
2. 共済事業負債	591,964	801,973
(1) 共済借入金	—	—
(2) 共済資金	403,902	611,766
(3) 共済未払利息	—	—
(4) 未経過共済付加収入	184,488	184,241
(5) 共済未払費用	3,131	5,429
(6) その他の共済事業負債	442	535
3. 経済事業負債	586,099	843,923
(1) 支払手形	—	—
(2) 経済事業未払金	262,735	327,507
(3) 経済受託債務	308,258	483,385
(4) その他の経済事業負債	15,104	33,031
4. 設備借入金	—	—
5. 雑負債	159,899	166,549
(1) 未払法人税等	22,862	8,256
(2) リース債務	45,133	38,631
(3) 資産除去債務	—	—
(4) その他の負債	91,903	119,661
6. 諸引当金	65,096	65,268
(1) 賞与引当金	40,970	39,770
(2) 退職給付引当金	—	—
(3) 役員退職慰労引当金	24,126	25,498
(4) ポイント引当金	—	—
7. 繰延税金負債	—	—
8. 再評価に係る繰延税金負債	—	—
負債の部合計	75,496,813	75,240,629
(純資産の部)		
1. 組合員資本	7,357,767	7,432,432
(1) 出資金	1,270,250	1,252,500
(2) 再評価積立金	—	—
(3) 資本準備金	—	—
(4) 利益剰余金	6,090,537	6,187,222
利益準備金	2,552,180	2,552,180
その他利益剰余金	3,538,357	3,635,042
任意積立金	3,244,507	3,263,440
リスク管理積立金	1,796,496	1,826,496
農業経営基盤積立金	—	—
施設整備積立金	—	—
記念事業積立金	—	—
福祉事業積立金	—	—
税効果積立金	11,066	—
宅地等供給事業積立金	—	—
農業経営事業積立金	—	—
特別積立金	1,436,943	1,436,943
当期末処分剰余金	293,850	371,602
(うち当期剰余金)	(181,441)	(151,485)
(5) 処分未済持分	△3,020	△7,290
2. 評価・換算差額等	△97,934	△222,932
(1) その他有価証券評価差額金	△97,934	△222,932
(2) 土地再評価差額金	—	—
純資産の部合計	7,259,832	7,209,499
負債及び純資産の部合計	82,756,646	82,450,129

※千円未満端数処理により合計が合わない場合があります。

2. 損益計算書

科 目	令和5年度	令和6年度
1. 事業総利益	1,119,113	1,159,430
事業収益	3,617,597	3,966,766
事業費用	2,498,483	2,807,336
(1) 信用事業収益	416,805	461,648
資金運用収益	385,910	426,567
(うち預金利息)	(224,774)	(223,025)
(うち有価証券利息)	(16,903)	(37,032)
(うち貸出金利息)	(107,175)	(129,452)
(うちその他受入利息)	(37,056)	(37,056)
役務取引等収益	22,073	25,389
その他事業直接収益	—	—
その他経常収益	8,822	9,692
(2) 信用事業費用	107,354	127,822
資金調達費用	13,822	29,008
(うち貯金利息)	(10,857)	(25,407)
(うち給付補填備金繰入)	(1,323)	(1,183)
(うち譲渡性貯金利息)	(—)	(—)
(うち借入金利息)	(28)	(10)
(うちその他支払利息)	(1,613)	(2,406)
役務取引等費用	8,025	8,206
その他事業直接費用	—	—
その他経常費用	85,505	90,607
(うち貸倒引当金繰入額)	(—)	(—)
(うち貸倒引当金戻入益)	(△3,350)	(△1,510)
(うち貸出金償却)	(—)	(—)
信用事業総利益	309,451	333,825
(3) 共済事業収益	405,074	426,476
共済付加収入	375,014	387,842
共済貸付金利息	—	—
その他の収益	30,059	38,633
(4) 共済事業費用	23,123	24,818
共済借入金利息	—	—
共済推進費	6,632	8,246
共済保全費	589	637
その他の費用	15,901	15,935
(うち貸倒引当金繰入額)	(—)	(—)
(うち貸倒引当金戻入益)	(—)	(—)
(うち貸倒金償却)	(—)	(—)
共済事業総利益	381,950	401,657
(5) 購買事業収益	2,401,905	2,738,149
購買品供給高	2,265,544	2,599,954
購買手数料	25,189	28,549
修理サービス料	84,853	85,493
その他の収益	26,317	24,152
(6) 購買事業費用	2,106,304	2,434,905
購買品供給原価	1,962,801	2,289,919
購買供給費	104,472	104,620
修理サービス費	—	—
その他の費用	39,030	40,365
(うち貸倒引当金繰入額)	(—)	(—)
(うち貸倒引当金戻入益)	(20)	(5)
(うち貸倒損失)	(—)	(—)
購買事業総利益	295,600	303,243
(7) 販売事業収益	106,153	109,724
販売品販売高	3,037	4,151
販売手数料	92,629	95,416
その他の収益	10,485	10,156
(8) 販売事業費用	27,079	30,531
販売品販売原価	2,565	3,464
販売費	—	—
検査経費	936	500
その他の費用	23,577	26,565
(うち貸倒引当金繰入額)	(—)	(—)
(うち貸倒引当金戻入益)	(—)	(—)
(うち貸倒損失)	(—)	(—)
販売事業総利益	79,073	79,193

(単位：千円)

科 目	令和5年度	令和6年度
(9)保管事業収益	40,240	38,444
(10)保管事業費用	22,288	24,597
保管事業総利益	17,951	13,846
(11)加工事業収益	25,913	23,707
(12)加工事業費用	21,073	18,888
加工事業総利益	4,839	4,818
(13)利用事業収益	266,622	265,173
(14)利用事業費用	215,793	221,730
利用事業総利益	50,829	43,442
(15)その他事業収益	271	261
(16)その他事業費用	—	—
その他事業総利益	271	261
(17)指導事業収入	2,977	2,089
(18)指導事業支出	23,831	22,950
指導事業収支差額	△20,854	△20,860
2. 事業管理費	969,076	1,032,573
(1)人件費	736,357	783,057
(2)業務費	53,409	59,655
(3)諸税負担金	32,357	32,802
(4)施設費	143,154	153,782
(5)その他費用	3,797	3,276
事業利益	150,036	126,856
3. 事業外収益	53,801	59,692
(1)受取雑利息	72	56
(2)受取出資配当金	48,359	49,350
(3)賃貸料	3,020	2,121
(4)償却債権取立益	—	—
(5)雑収入	2,350	8,163
4. 事業外費用	—	—
(1)支払雑利息	—	—
(2)貸倒損失	—	—
(3)寄付金	—	—
(4)賃貸費用	—	—
(5)雑損失	—	—
（うち貸倒引当金繰入額）	(—)	(—)
（うち貸倒引当金戻入益）	(—)	(—)
経常利益	203,838	186,548
5. 特別利益	29,883	20,035
(1)固定資産処分益	20,671	8,622
(2)一般補助金	5,062	4,498
(3)特定資産特別勘定戻入	—	—
(4)その他の特別利益	4,149	6,915
6. 特別損失	5,899	25,963
(1)固定資産処分損	709	20,445
(2)固定資産圧縮損	5,062	4,498
(3)減損損失	127	—
(4)その他の特別損失	—	1,020
税引前当期利益	227,823	180,620
法人税、住民税及び事業税	32,737	16,184
法人税等調整額	13,644	12,950
法人税等合計	46,381	29,134
当期剰余金	181,441	151,485
当期首繰越剰余金	98,636	209,049
会計方針の変更による累積的影響額	—	—
遡及処理後当期首繰越剰余金	—	—
リスク管理積立金取崩額	127	—
税効果積立金取崩額	13,644	11,066
記念事業積立金取崩額	—	—
当期末処分剰余金	293,850	371,602

※千円未満端数処理により合計が合わない場合があります。

3. キャッシュ・フロー計算書

科 目	令和5年度	令和6年度
1.事業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期利益(又は税引前当期損失)	227,823	180,620
減価償却費	100,518	111,952
減損損失	127	—
貸倒引当金の増減額(△は減少)	△3,370	△1,515
賞与引当金の増減額(△は減少)	430	△1,200
退職給付引当金の増減額(△は減少)	△50,579	△32,984
その他引当金等の増減額(△は減少)	948	1,372
信用事業資金運用収益	△384,990	△425,138
信用事業資金調達費用	13,822	29,008
共済貸付金利息	—	—
共済借入金利息	—	—
受取雑利息及び受取出資配当金	△48,382	△49,368
支払雑利息	—	—
為替差損益	—	—
有価証券関係損益(△は益)	△919	△1,429
固定資産売却損益(△は益)	△20,671	△8,622
外部出資関係損益(△は益)	—	—
賃貸資産に係る減価償却費	—	—
固定資産圧縮損	5,062	4,498
固定資産処分費用	709	20,445
資産除去債務関連損益	—	—
一般補助金収益	△5,062	△4,498
特定資産特別勘定関係損益	—	—
(信用事業活動による資産及び負債の増減)		
貸出金の純増減(△)	△1,272,659	△2,977,791
預金の純増減(△)	3,900,000	5,330,000
貯金の純増減(△)	△438,272	△878,914
信用事業借入金の純増減(△)	△1,345	△586
その他信用事業資産の純増減(△)	△15,167	10,901
その他信用事業負債の純増減(△)	△68,173	140,307
(共済事業活動による資産及び負債の増減)		
共済貸付金の純増減(△)	—	—
共済借入金の純増減(△)	—	—
共済資金の純増減(△)	2,246	207,864
その他共済事業資産の純増減(△)	△378	△9,033
その他共済事業負債の純増減(△)	△4,842	2,144
(経済事業活動による資産及び負債の増減)		
受取手形及び経済事業未収金の純増減(△)	32,044	△26,545
経済受託債権の純増減(△)	2,104	△124,240
棚卸資産の純増減(△)	△56,857	41,399
支払手形及び経済事業未払金の純増減(△)	△41,331	64,771
経済受託債務の純増減(△)	12,861	175,126
その他経済事業資産の純増減(△)	28,414	3,644
その他経済事業負債の純増減(△)	△54,504	43,476

(単位：千円)

科 目	令和5年度	令和6年度
(その他の資産及び負債の増減)		
その他資産の純増減(△)	16,912	6,272
その他負債の純増減(△)	1,257	31,345
未払または未収消費税の純増減(△)	4,867	△2,335
信用事業資金運用による収入	374,949	402,055
信用事業資金調達による支出	△13,264	△20,653
共済貸付金利息による収入	—	—
共済借入金利息による支出	—	—
事業分量配当金の支払額	△16,946	△42,199
小 計	2,227,380	2,200,151
雑利息及び出資配当金の受取額	48,382	49,368
雑利息の支払額	—	—
法人税等の支払額	△19,185	△30,789
事業活動によるキャッシュ・フロー	2,256,576	2,218,730
2.投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△2,080,990	△2,199,405
有価証券の売却等による収入	—	—
金銭の信託の増加による支出	—	—
金銭の信託の減少による収入	—	—
固定資産の取得による支出	△73,187	△86,658
固定資産の売却による収入	30,000	8,622
補助金の受入による収入	—	4,498
外部出資による支出	△990	—
外部出資の売却等による収入	—	—
固定資産の処分に伴う支出	△709	△20,445
資産除去債務の履行による支出	—	—
投資活動によるキャッシュ・フロー	△2,120,814	△2,293,389
3.財務活動によるキャッシュ・フロー		
設備借入れによる収入	—	—
設備借入れの返済による支出	—	—
出資の増額による収入	37,140	34,860
出資の払戻しによる支出	△42,980	△52,610
回転出資金の受入による収入	—	—
回転出資金の払戻しによる支出	—	—
持分の取得による支出	△3,020	△7,290
持分の譲渡による収入	1,650	3,020
リース債務の返済による支出	△6,502	△6,502
出資配当金の支払額	△18,800	△12,600
財務活動によるキャッシュ・フロー	△32,512	△41,122
4.現金及び現金同等物に係る換算差額	—	—
5.現金及び現金同等物の増加額(又は減少額)	103,249	△115,782
6.現金及び現金同等物の期首残高	432,787	536,037
7.現金及び現金同等物の期末残高	536,037	420,255

※千円未満端数処理により合計が合わない場合があります。

4. 注記表 (令和6年度)

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 次に掲げる資産の評価基準及び評価方法

- ① 有価証券(株式形態の外部出資を含む)の評価基準及び評価方法
 ・満期保有目的の債券……償却原価法(個別法による定額法)
 ・その他の有価証券
 イ. 時価のあるもの……………時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
 ロ. 市場価格のない株式等……………移動平均法による原価法
- ② 棚卸資産の評価基準及び評価方法
 ・購買品(生産資材・燃料等) ……総平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)
 ・購買品(農機・自動車) ……個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)
 ・購買品(小売店舗品・部品等) ……売価還元法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)
 ・その他の棚卸資産……………主として総平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産(リース資産を除く)
 定率法を採用しています。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しています。
 なお、主な耐用年数は以下のとおりです。
 建物 10年～50年 機械装置 2年～20年

- ② 無形固定資産(リース資産を除く)
 定額法を採用しています。
 なお、主な耐用年数は以下のとおりです。
 自組合利用のソフトウェア 5年

- ③ リース資産
 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産……リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しています。

(3) 引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金
 貸倒引当金は、予め定めている資産の自己査定基準、経理規程及び資産の償却・引当規程に則り、次のとおり計上しています。
 正常先債権及び要注意先債権については、今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、主に1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率等の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、算定しております。
 破綻懸念先債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を引き当てています。このうち債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができると見られる債権については、当該キャッシュ・フローを当組合の貸出シエアで按分した金額と債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引き当てています。
 実質破綻先債権及び破綻先債権については、債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を引き当てています。
 すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、総務部リスク管理課が資産査定を実施し、当該部署から独立した内部監査及び監事の監査を受けております。

- ② 賞与引当金
 職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。

- ③ 退職給付引当金及び前払年金費用
 職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。
 なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

- ④ 役員退職慰労引当金
 役員退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金支給規程に基づく期末要支給額を計上しています。

(4) 収益及び費用の計上基準

当組合の利用者等との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

① 購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

② 販売事業

組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は販売先等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

③ 保管事業

組合員が生産した米・麦・大豆等の農産物を保管・管理する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、農産物の保管期間にわたって充足することから、当該サービスの進捗に応じて収益を認識しております。

④ 加工事業

組合員が生産した農畜産物を原料に、加工食品等を製造して販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、加工した商品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、商品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

⑤ 利用事業

カントリーエレベーター・ライスセンター・育苗センター・共同選果場・保冷貯蔵庫・農産物直売所等の施設を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

(5) 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は雑資産に計上し、5年間で均等償却を行っています。

(6) 計算書類等に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額が千円未満の科目については「0」で表示しています。

(7) その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

- ① 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法
 当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っておりません。
 よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しております。
 ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益を除去した額を記載しております。
- ② 当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について
 購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しております。
 また、販売事業収益のうち、当組合が代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しております。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産に係る圧縮記帳額

有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は1,468,392千円であり、その内訳は次のとおりです。

① 建物	496,272千円
② 機械装置	445,549千円
③ 土地	14,421千円
④ その他の有形固定資産	512,150千円

(2) 担保に供している資産

系統定期預金1,000,000千円を為替決済の担保に、系統外定期預金3,000千円を指定金融機関等の事務取扱に係る担保に、それぞれ供しています。

(3) 役員との間の取引による役員に対する金銭債権及び金銭債務

理事および監事に対する金銭債権の総額	77,700千円
理事および監事に対する金銭債務の総額	ありません

(4) 債権のうち農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ(2)(i)から(iv)までに掲げるものの額及びその合計金額
 債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は11,450千円、危険債権額は5,237千円です。

なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権(破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。)です。

債権のうち、三月以上延滞債権、貸出条件緩和債権はありません。

なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものです。

また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものです。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権額の合計額は16,687千円です。

なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金額控除前の金額です。

3. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の団体などへ貸付け、残った余裕金を石川県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債や地方債などの債券による運用を行っています。

② 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

また、有価証券は債券であり、満期保有目的および純投資目的(その他有価証券)で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ. 信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に総務部リスク管理課を設置し各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳格に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については資産の償却・引当規程に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

ロ. 市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。

運用部門(金融共済部金融課)は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会が決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門(金融共済部金融課)が行った取引については、リスク管理部門(総務部リスク管理課)が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

(市場リスクに係る定量的情報)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、貸出金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券及び貯金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.1%上昇したものと想定した場合に

は、経済価値が60,253千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

ハ. 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性(換金性)を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価(時価に代わるものを含む)には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額(これに準ずる価額を含む)が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

① 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。

	貸借対照表計上額 (A)	時 価 (B)	差 額 (B) - (A)
預 金	56,000,780	55,824,191	△ 176,588
有 価 証 券	4,963,153	4,829,145	△ 134,008
満期保有目的の債権	3,399,433	3,265,425	△ 134,008
その他有価証券	1,563,720	1,563,720	-
貸 出 金	15,431,901		
貸 倒 引 当 金	△ 3,761		
貸倒引当金控除後	15,428,140	14,996,369	△ 431,771
資 産 計	76,392,073	75,649,705	△ 742,368
貯 金	73,056,770	72,744,837	△ 311,932
負 債 計	73,056,770	72,744,837	△ 311,932

(注) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

② 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

イ. 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ(Overnight Index Swap 以下OISという)のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

なお、デリバティブを内包した期日前解約特約付預金は、期間に基づく区分ごとにリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値と、取引金融機関から提示された内包されるデリバティブ部分の時価により算定しております。

ロ. 有価証券

有価証券について、主に国債については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。

地方債や社債については、公表された相場価格を用いています。相場価格が入手できない場合には、取引金融機関等から提示された相場価格によります。

ハ. 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

イ. 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

- ③ 市場価格のない株式等
市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位：千円)

貸借対照表計上額	
外 部 出 資	2,897,733

- ④ 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超
預 金	55,500,780	-	-	-	-	500,000
有 価 証 券	-	-	-	100,000	450,000	4,750,000
満期保有目的の債券	-	-	-	100,000	450,000	2,850,000
その他有価証券のうち満期があるもの	-	-	-	-	-	1,900,000
貸 出 金	915,883	815,155	834,273	781,140	731,567	11,342,431
合 計	56,416,663	815,155	834,273	881,140	1,181,567	16,592,431

(注1) 貸出金のうち、当座貸越99,881千円については「1年以内」に含めています。

(注2) 貸出金のうち三月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等11,450千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

- ⑤ 有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超
貯 金	59,918,368	5,369,818	7,059,495	177,736	354,859	176,490

(注) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めて開示しています。

4. 有価証券に関する注記

- (1) 有価証券の時価及び評価差額に関する事項

有価証券の時価及び評価差額に関する事項は次のとおりです。

- ① 満期保有目的の債券

満期保有目的の債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

		貸借対照表計上額 (A)	時 価 (B)	差 額 (B) - (A)
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	地 方 債	2,699,433	2,576,220	△ 123,213
	社 債	700,000	689,205	△ 10,795
合 計		3,399,433	3,265,425	△ 134,008

その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

		貸借対照表計上額 (A)	取得原価又は償却原価 (B)	差 額 (A) - (B)
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えないもの	地 方 債	96,640	100,000	△ 3,360
	国 債	1,467,080	1,774,991	△ 307,911
合 計		1,563,720	1,874,991	△ 311,271

- (2) 当年度中に売却したその他有価証券

当年度中に売却したその他有価証券はありません。

- (3) 当事業年度中において、保有目的が変更となった有価証券

当年度中において、保有目的が変更となった有価証券はありません。

5. 退職給付に関する注記

- (1) 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付に充てるため、退職給付と規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部に充てるため全共連との契約による確定給付型年金制度を採用しています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

- (2) 退職給付引当金及び前払年金費用の期首残高と期末残高の調整表

(単位：千円)

期首における前払年金費用(△)	△ 53,183
退 職 給 付 費 用	25,942
退 職 給 付 の 支 払 額	△ 38,787
確定給付企業年金制度への拠出金	△ 20,139
期末における前払年金費用(△)	△ 86,167

- (3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

(単位：千円)

退 職 給 付 債 務	719,657
確 定 給 付 型 年 金 制 度	△ 805,825
未 積 立 退 職 給 付 債 務	△ 86,167
前 払 年 金 費 用 (△)	△ 86,167

- (4) 退職給付に関連する損益

(単位：千円)

簡便法で計算した退職給付費用	25,942
----------------	--------

- (5) 特例業務負担金の将来見込額

人件費(うち福利厚生費)には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条の規定に基づき、旧農林共済組合(存続組合)が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金9,898千円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された令和7年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は70,996千円となっています。

6. 税効果会計に関する注記

- (1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の内訳

(単位：千円)

	当 期
繰 延 税 金 資 産	
貸 倒 引 当 金	1,066
賞 与 引 当 金	11,000
役員退職慰労引当金	7,236
減 損 損 失 否 認 額	11,752
未 納 事 業 税	960
その他有価証券評価差額金	88,338
そ の 他	5,135
繰 延 税 金 資 産 小 計	125,490
評 価 性 引 当 額	△ 10,116
繰 延 税 金 資 産 合 計 (A)	115,374
繰 延 税 金 負 債	
全農統合に係る合併交付金	△ 4,464
前 払 年 金 費 用	△ 24,454
繰 延 税 金 負 債 合 計 (B)	△ 28,919
繰延税金資産の純額(A) + (B)	86,455

- (2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

(単位：%)

	当 期
法 定 実 効 税 率	27.7
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.1
受取配当金等永久に損金に算入されない項目	△ 3.8
評価性引当額の増減	△ 0.3
住 民 税 均 等 割	1.7
税 額 控 除	△ 1.2
事業分量配当額の損金算入額	△ 9.1
税率変更に伴う繰延税金資産の修正	0.2
そ の 他	△ 0.2
税効果会計適用後の法人税等の負担率	16.1

- (3) 税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債への影響額

「所得税法等の一部を改正する法律(令和7年法律第13号)」が令和7年3月31日に国会で成立したことに伴い、令和8年4月1日以後に開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることとなりました。これに伴い、令和8年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産および繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の27.66%から28.38%に変更されました。

この税率変更による影響額は軽微です。

7. 収益認識に関する注記

(収益を理解するための基礎となる情報)

「重要な会計方針に係る事項に関する注記(4)収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

8. その他の注記

(1)「資産除去債務に関する会計基準」に基づく注記

貸借対照表に計上している以外の資産除去債務

当組合は、辰口セルフ給油所、西部ライスセンター、本店職員駐車場、旧吉田支店資材庫に関して、不動産賃借契約に基づき、退去時における原状回復にかかる義務を有していますが、当該資産は当組合が事業を継続するうえで必須の施設であり、現時点で除去は想定していません。また、移転が行われる予定もないことから、資産除去債務の履行時期を合理的に見積もることができません。

そのため、当該義務に見合う資産除去債務を計上していません。

(2)当座貸越契約及び貸出金に係るコミットメントライン契約

当座貸越契約及び貸出金に係るコミットメントライン契約は、組合員等からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けられることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、585,823千円であります。

9. キャッシュ・フロー計算書に関する注記

現金及び現金同等物の資金の範囲

キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、貸借対照表上の「現金」及び「預金」のうち、「現金」及び「預金」中の当座預金、普通預金及び通知預金となっています。

4. 注記表（令和5年度）

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 次に掲げる資産の評価基準及び評価方法

- ① 有価証券(株式形態の外部出資を含む)の評価基準及び評価方法
・満期保有目的の債券……償却原価法(個別法による定額法)
・その他有価証券
イ. 時価のあるもの……時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
ロ. 市場価格のない株式等……移動平均法による原価法
- ② 棚卸資産の評価基準及び評価方法
・購買品(生産資材・燃料等)……総平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)
・購買品(農機・自動車)……個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)
・購買品(小売店舗品・部品等)……売価還元法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)
・その他の棚卸資産……主として総平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産(リース資産を除く)
定率法を採用しています。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しています。
なお、主な耐用年数は以下のとおりです。
建物 10年～50年 機械装置 2年～20年
- ② 無形固定資産(リース資産を除く)
定額法を採用しています。
なお、主な耐用年数は以下のとおりです。
自組合利用のソフトウェア 5年
- ③ リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産……リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しています。

(3) 引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金
貸倒引当金は、予め定めている資産の自己査定基準、経理規程及び資産の償却・引当規程に則り、次のとおり計上しています。
正常先債権及び要注意先債権については、今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、主に1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率等の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、算定しております。
破綻懸念先債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を引当てています。このうち債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当組合の貸出シェアで按分した金額と債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引当てています。
実質破綻先債権及び破綻先債権については、債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を引き当てています。
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、総務部リスク管理課が資産査定を実施し、当該部署から独立した内部監査及び監事の監査を受けております。
- ② 賞与引当金
職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。
- ③ 退職給付引当金及び前払年金費用
職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。
なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。
- ④ 役員退職慰労引当金
役員退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金支給規程に基づく期末要支給額を計上しています。

(4) 収益及び費用の計上基準

当組合の利用者等との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

① 購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

② 販売事業

組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は販売先等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

③ 保管事業

組合員が生産した米・麦・大豆等の農産物を保管・管理する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、農産物の保管期間にわたって充足することから、当該サービスの進捗に応じて収益を認識しております。

④ 加工事業

組合員が生産した農畜産物を原料に、加工食品等を製造して販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、加工した商品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、商品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

⑤ 利用事業

カントリーエレベーター・ライスセンター・育苗センター・共同選果場・保冷貯蔵庫・農産物直売所等の施設を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

(5) 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は雑資産に計上し、5年間で均等償却を行っています。

(6) 計算書類等に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額が千円未満の科目については「0」で表示しています。

(7) その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

- ① 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法
当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っておりません。
よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しております。
ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益を除去した額を記載しております。
- ② 当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について
購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しております。
また、販売事業収益のうち、当組合が代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しております。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産に係る圧縮記帳額

有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は1,463,895千円であり、その内訳は次のとおりです。

- ① 建物 496,272千円
- ② 機械装置 441,051千円
- ③ 土地 14,421千円
- ④ その他の有形固定資産 512,150千円

(2) 担保に供している資産

系統定期預金1,000,000千円を為替決済の担保に、系統外定期預金3,000千円を指定金融機関等の事務取扱に係る担保に、それぞれ供しています。

(3) 役員との間の取引による役員に対する金銭債権及び金銭債務

- | | |
|--------------------|----------|
| 理事および監事に対する金銭債権の総額 | 60,831千円 |
| 理事および監事に対する金銭債務の総額 | ありません |

(4) 債権のうち農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ(2)(i)から(iv)までに掲げるものの額及びその合計金額
債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は16,615千円、危険債権額は5,860千円です。

なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権(破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。)です。

債権のうち、三月以上延滞債権、貸出条件緩和債権はありません。

なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものです。

また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものです。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権額の合計額は22,475千円です。

なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金額控除前の金額です。

3. 損益計算書に関する注記

(1) 減損会計に関する注記

① 資産をグループ化した方法の概要及び減損損失を認識した資産又は資産グループの概要

当組合では、投資の意思決定を行う単位としてグルーピングを実施した結果、営業店舗については支店・施設ごとに、また、業務外固定資産(遊休資産と賃貸固定資産)については、各固定資産をグルーピングの最小単位としています。

本店及び農業関連施設等の共同利用施設については、独立したキャッシュフローを生み出さないものの、他の資産グループのキャッシュフローの生成に寄与していることから、共用資産と認識しています。

当事業年度に減損損失を計上した固定資産は以下のとおりです。

場 所	用 途	種 類
旧久常給油所跡地	遊休	土地

② 減損損失の認識に至った経緯

旧久常給油所跡地については、遊休資産とされ早期処分対象であることから処分可能価額で評価し、帳簿価額との差額を減損損失として認識しました。

③ 減損損失の金額について、特別損失に計上した金額と主な固定資産の種類ごとの減損損失の内訳

旧久常給油所跡地 127千円(土地 127千円)

④ 回収可能価額の算定方法

旧久常給油所跡地の固定資産の回収可能価額については正味売却価額を採用しており、その時価は、固定資産税評価額に基づき算定しております。

4. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の団体などへ貸付け、残った余裕金を石川県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債や地方債などの債券による運用を行っています。

② 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

また、有価証券は債券であり、満期保有目的および純投資目的(その他有価証券)で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ. 信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に総務部リスク管理課を設置し各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュフローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳格に

行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については資産の償却・引当規程に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

ロ. 市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。

運用部門(金融共済部金融課)は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門(金融共済部金融課)が行った取引については、リスク管理部門(総務部リスク管理課)が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

(市場リスクに係る定量的情報)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、貸出金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券及び貯金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.1%上昇したものと想定した場合には、経済価値が67,635千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

ハ. 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性(換金性)を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価(時価に代わるものを含む)には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額(これに準ずる価額を含む)が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

① 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。

		(単位：千円)		
		貸借対照表計上額 (A)	時 価 (B)	差 額 (B) - (A)
預	金	61,424,073	61,378,634	△ 45,439
有	価 証 券	2,938,210	2,942,280	4,070
	満期保有目的の債権	1,200,000	1,204,070	4,070
	その他有価証券	1,738,210	1,738,210	-
貸	出 金	12,454,110		
	貸倒引当金	△ 5,271		
	貸倒引当金控除後	12,448,838	12,451,527	2,688
資	産 計	76,811,122	76,772,441	△ 38,681
負	債 計	73,935,685	73,835,821	△ 99,864
	負 債 計	73,935,685	73,835,821	△ 99,864

(注) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

② 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

イ. 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ(Overnight Index Swap 以下OISという)のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

なお、デリバティブを内包した期日前解約特約付預金は、期間に基づく区分ごとにリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値と、取引金融機関から提示された内包されるデリバティブ部分の時価により算定しております。

ロ. 有価証券

有価証券について、主に国債については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。
地方債や社債については、公表された相場価格を用いています。

ハ. 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

イ. 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)の時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

③ 市場価格のない株式等

市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額
外部出資	2,897,733

④ 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超
預金	60,924,073	-	-	-	-	500,000
有価証券	-	-	-	-	100,000	3,000,000
満期保有目的の債券	-	-	-	-	100,000	1,100,000
その他有価証券のうち満期があるもの	-	-	-	-	-	1,900,000
貸出金	919,637	769,608	745,996	701,323	651,314	8,649,615
合計	61,843,711	769,608	745,996	701,323	751,314	12,149,615

(注1) 貸出金のうち、当座貸越110,636千円については「1年以内」に含めています。

(注2) 貸出金のうち三月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等16,615千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

⑤ 有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超
貯金	61,136,063	5,871,534	6,238,327	258,627	178,187	252,944

(注) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めて開示しています。

5. 有価証券に関する注記

(1) 有価証券の時価及び評価差額に関する事項

有価証券の時価及び評価差額に関する事項は次のとおりです。

① 満期保有目的の債券

満期保有目的の債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額 (A)	時価 (B)	差額 (B) - (A)
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	地方債	706,300	6,300
	社債	100,000	70
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	地方債	397,700	△ 2,300
合計	1,200,000	1,204,070	4,070

その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額 (A)	取得原価又は償却原価 (B)	差額 (A) - (B)
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの	地方債 103,880	100,000	3,880
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えないもの	国債 1,634,330	1,773,590	△ 139,260
合計	1,738,210	1,873,590	△ 135,380

(2) 当年度中に売却したその他有価証券

当年度中に売却したその他有価証券はありません。

(3) 当事業年度中において、保有目的が変更となった有価証券

当年度中において、保有目的が変更となった有価証券はありません。

6. 退職給付に関する注記

(1) 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付に充てるため、退職給付規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部に充てるため全共連との契約による確定給付型年金制度を採用しています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

(2) 退職給付引当金及び前払年金費用の期首残高と期末残高の調整表

(単位：千円)

期首における前払年金費用(△)	△ 2,604
退職給付費用	△ 20,993
退職給付の支払額	△ 8,251
確定給付企業年金制度への拠出金	△ 21,333
期末における前払年金費用(△)	△ 53,183

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

(単位：千円)

退職給付債務	740,813
確定給付型年金制度	△ 793,996
未積立退職給付債務	△ 53,183
前払年金費用(△)	△ 53,183

(4) 退職給付に関連する損益

(単位：千円)

勤務費用	△ 20,993
退職給付費用計	△ 20,993

(5) 特例業務負担金の将来見込額

人件費(うち福利厚生費)には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条の規定に基づき、旧農林共済組合(存続組合)が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金10,321千円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された令和6年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は79,959千円となっています。

7. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の内訳

(単位：千円)

	当期
繰延税金資産	
貸倒引当金	1,408
賞与引当金	11,332
役員退職慰労引当金	6,673
減損損失否認額	13,857
未納事業税	1,925
その他有価証券評価差額金	37,446
その他	5,162
繰延税金資産小計	77,806
評価性引当額	△ 10,231
繰延税金資産合計(A)	67,574
繰延税金負債	
全農統合に係る合併交付金	△ 4,351
前払年金費用	△ 14,710
繰延税金負債合計(B)	△ 19,061
繰延税金資産の純額(A) + (B)	48,512

(2)法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

(単位：%)

	当 期
法 定 実 効 税 率	27.7
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.6
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△ 2.9
評 価 性 引 当 額 の 増 減	△ 0.4
住 民 税 均 等 割	1.4
税 額 控 除	△ 0.6
事業分量配当額の損金算入額	△ 5.1
そ の 他	△ 0.2
税効果会計適用後の法人税等の負担率	20.4

8. 収益認識に関する注記

(収益を理解するための基礎となる情報)

「重要な会計方針に係る事項に関する注記(4)収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

9. その他の注記

(1)「資産除去債務に関する会計基準」に基づく注記

貸借対照表に計上している以外の資産除去債務

当組合は、辰口給油所、西部ライスセンター、本店職員駐車場、旧吉田支店資材庫、旧山上第一事務所に関して、不動産賃借契約に基づき、退去時における原状回復にかかる義務を有していますが、当該資産は当組合が事業を継続するうえで必須の施設であり、現時点で除去は想定していません。

また、移転が行われる予定もないことから、資産除去債務の履行時期を合理的に見積もることができません。

そのため、当該義務に見合う資産除去債務を計上していません。

(2)当座貸越契約及び貸出金に係るコミットメントライン契約

当座貸越契約及び貸出金に係るコミットメントライン契約は、組合員等からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、616,868千円であります。

10. キャッシュ・フロー計算書に関する注記

現金及び現金同等物の資金の範囲

キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、貸借対照表上の「現金」及び「預金」のうち、「現金」及び「預金」中の当座預金、普通預金及び通知預金となっています。

5. 剰余金処分計算書

(単位：千円、%)

項 目	令 和 5 年 度	令 和 6 年 度
1. 当期末処分剰余金	293,850	371,602
2. 剰余金処分量	84,800	121,698
(1) 利益準備金	0	—
(2) 任意積立金	30,000	50,000
リスク管理積立金	30,000	50,000
税効果積立金	—	—
特別積立金	—	—
(3) 出資配当金	12,600	12,377
(年率)	(1.0%)	(1.0%)
(4) 事業分量配当金	42,199	59,321
3. 次期繰越剰余金	209,049	249,903

注

1. 出資配当は年 1.0%の割合です。
2. 令和 6 年度は事業分量配当金として次の基準・金額を配当します。

(単位：千円)

事業分量配当の基準 (項目)	計算基礎及び率	事業分量配当金額
米出荷米 (主食用米)	60 キログラムあたり 500 円	37,515
共同乾燥施設利用 (主食用米)	60 キログラムあたり 300 円	14,024
購買品取扱高 (大型農機)	購買品取扱高に対し 1%	1,611
定期貯金平均残高	平均残高 1,000 万円以上に対し 0.07%	6,169

- * 大型農機とは、田植機・コンバイン・乾燥調製機・トラクター・乗用管理機・ドローンといたします。
- * 事業分量配当金額については源泉前・税別となっています。

3. 次期繰越剰余金には、営農指導、生活・文化改善事業の費用に充てるための繰越額 8,000 千円が含まれています。

4. 任意積立金における目的積立金の積立目標額、取崩基準等は次のとおりです。

種類	積立目的	積立目標額	取崩基準
リスク管理積立金	貸出金等不良債権の貸倒損失等、有価証券運用の評価損・処分損、預け金の損失、固定資産の減損損失、損害賠償義務に伴う損失、訴訟等に伴う費用、地震・火災等の損害に伴う修繕費用や資本的支出、農林年金制度変更等に備える。	積立金対象資産 (貸出金、未収金等の債券、有価証券等の債券、預け金、固定資産) 帳簿価額の 35/1000 に達する額。	次の事象が発生した場合 1. 不良債権の処理 2. 有価証券処分・評価損計上 3. 預け金に係る損失の計上 4. 損害賠償義務・訴訟費用 5. 固定資産の減損損失計上 6. 地震・火災等の災害による修繕費用 7. 農林年金制度変更に伴う費用
税効果積立金	繰延税金資産の当年度増加分を自己資本に充当。	毎事業年度に算定される税効果相当額の増加額。	当期において過年度に積み立てた税効果相当額が減少する場合。

6. 部門別損益計算書

令和5年度

(単位：千円)

区 分	計	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	共通管理費等
事業収益 ①	3,665,963	416,805	405,074	1,242,527	1,598,332	3,223	
事業費用 ②	2,546,850	107,354	23,123	971,236	1,426,017	19,117	
事業総利益③ (①-②)	1,119,113	309,451	381,950	271,290	172,314	△ 15,894	
事業管理費④	969,076	242,733	259,543	226,525	191,198	49,075	
(うち減価償却費⑤-1)	100,518	10,797	13,326	45,022	19,590	11,781	
(うち人件費⑤-2)	736,357	199,551	205,615	148,639	147,542	35,009	
※うち共通管理費⑥		76,400	95,121	70,283	49,433	213	△ 291,452
(うち減価償却費⑦-1)		10,087	12,914	3,479	2,963	158	△ 29,603
(うち人件費⑦-2)		36,425	45,313	37,567	27,037	17	△ 146,361
事業利益 ⑧ (③-④)	150,036	66,718	122,406	44,764	△ 18,883	△ 64,969	
事業外収益 ⑨	53,801	31,554	16,104	4,848	1,240	54	
※うち共通分 ⑩		1,345	1,805	520	492	54	△ 4,218
事業外費用 ⑪	—	—	—	—	—	—	
※うち共通分 ⑫		—	—	—	—	—	—
経常利益⑬ (⑧+⑨-⑪)	203,838	98,272	138,511	49,613	△ 17,642	△ 64,915	
特別利益 ⑭	29,883	4,924	5,059	12,218	7,681	—	
※うち共通分 ⑮		4,924	5,059	6,748	4,969	—	△ 21,702
特別損失 ⑯	5,899	189	192	3,290	2,227	—	
※うち共通分 ⑰		189	192	259	195	—	△ 836
税引前当期利益⑱ (⑬+⑭-⑯)	227,823	103,007	143,378	58,541	△ 12,189	△ 64,915	
営農指導事業分配賦額⑲				64,915		△ 64,915	
営農指導事業分配賦後 税引前当期利益⑳ (⑱-⑲)	227,823	103,007	143,378	△ 6,374	△ 12,189		

※ ⑥⑩⑫⑮⑰は、各課に直課できない部分。

記載金額の端数処理：金額は千円未満を切り捨てて表示しております。そのため、表中の合計が一致しないことがあります。

※ 上記（部門別損益計算書）の事業収益、事業費用の「計」欄は、各事業の収益、費用の単純合算値を記載しております。一方、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益を除去した額を記載しています。よって、両者は一致しません。

(注)

1. 共通管理費及び営農指導事業の他部門への配賦基準等

(1) 共通管理費等

事業総利益 60%、要員数割 40% で配賦しております。

(2) 営農指導事業

農業関連事業に全額を配賦しております。

2. 配賦割合（1の配賦基準で算出した配賦の割合）

(単位：%)

区 分	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	計
共通管理費等	26%	33%	24%	17%	0%	100%
営農指導事業	—	—	100%	—	—	100%

区 分	計	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	共通管理費等
事業収益 ①	4,065,675	461,648	426,476	1,306,378	1,868,858	2,313	
事業費用 ②	2,906,245	127,822	24,818	1,049,007	1,686,589	18,006	
事業総利益③ (①-②)	1,159,430	333,825	401,657	257,370	182,269	△ 15,693	
事業管理費④	1,032,573	285,193	279,894	233,046	175,051	59,388	
(うち減価償却費⑤-1)	111,952	11,293	13,154	54,725	19,107	13,671	
(うち人件費⑤-2)	783,057	235,212	221,514	150,633	132,415	43,281	
※うち共通管理費⑥		94,002	109,929	65,505	49,509	141	△ 319,087
(うち減価償却費⑦-1)		10,685	12,756	3,300	2,620	141	△ 29,505
(うち人件費⑦-2)		47,139	55,003	36,899	27,755	—	△ 166,798
事業利益 ⑧ (③-④)	126,856	48,632	121,763	24,324	7,217	△ 75,081	
事業外収益 ⑨	59,692	31,003	15,577	11,548	1,244	318	
※うち共通分 ⑩		1,207	1,375	598	454	44	△ 3,680
事業外費用 ⑪	—	—	—	—	—	—	
※うち共通分 ⑫		—	—	—	—	—	—
経常利益⑬ (⑧+⑨-⑪)	186,548	79,636	137,341	35,872	8,462	△ 74,763	
特別利益 ⑭	20,035	2,699	3,163	8,194	5,978	—	
※うち共通分 ⑮		2,699	3,163	2,272	1,702	—	△ 9,838
特別損失 ⑯	25,963	5,755	6,713	9,644	3,850	—	
※うち共通分 ⑰		5,755	6,713	5,146	3,850	—	21,465
税引前当期利益⑱ (⑬+⑭-⑯)	180,620	76,580	133,790	34,423	10,590	△ 74,763	
営農指導事業分配賦額⑲				74,763		△ 74,763	
営農指導事業分配賦後 税引前当期利益⑳ (⑱-⑲)	180,620	76,580	133,790	△ 40,340	10,590		

※ ⑥⑩⑫⑮⑰は、各課に直課できない部分。

記載金額の端数処理：金額は千円未満を切り捨てて表示しております。そのため、表中の合計が一致しないことがあります。

※ 上記（部門別損益計算書）の事業収益、事業費用の「計」欄は、各事業の収益、費用の単純合算値を記載しております。一方、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益を除去した額を記載しています。よって、両者は一致しません。

(注)

1. 共通管理費及び営農指導事業の他部門への配賦基準等

(1) 共通管理費等

事業総利益 60%、要員数割 40% で配賦しております。

(2) 営農指導事業

農業関連事業に全額を配賦しております。

2. 配賦割合（1の配賦基準で算出した配賦の割合）

(単位：%)

区 分	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	計
共通管理費等	29%	34%	21%	16%	0%	100%
営農指導事業	—	—	100%	—	—	100%

7. 財務諸表の正確性等にかかる確認

確認書

1. 私は、当 JA の令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの事業年度にかかるディスクロージャー誌に記載した内容のうち、財務諸表作成に関するすべての重要な点において、農業協同組合法施行規則に基づき適正に表示されていることを確認いたしました。
2. この確認を行うに当たり、財務諸表が適正に作成される以下の体制が整備され、有効に機能していることを確認しております。
 - (1) 業務分掌と所管部署が明確化され、各部署が適切に業務を遂行する体制が整備されております。
 - (2) 業務の実施部署から独立した内部監査部門が内部管理体制の適切性・有効性を検証しており、重要な事項については理事会等に適切に報告されております。
 - (3) 重要な経営情報については、理事会等へ適切に付議・報告されております。

令和 7 年 7 月 25 日 能美農業協同組合

代表理事組合長

作田 実穂

8. 会計監査人の監査

令和 6 年度の貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書及び注記表は、農業協同組合法第 37 条の 2 第 3 項の規定に基づき、みのり監査法人の監査を受けております。

Ⅱ 損益の状況

1. 最近の5事業年度の主要な経営指標

(単位：千円、口、人、%)

種 類	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
経 常 収 益	3,668,548	3,557,919	3,580,992	3,665,963	4,065,675
信用事業収益	480,380	455,159	430,920	416,805	461,648
共済事業収益	463,731	455,230	419,209	405,074	426,476
農業関連事業収益	1,222,708	1,174,994	1,256,907	1,242,527	1,306,378
その他事業収益	1,501,727	1,472,534	1,473,955	1,601,555	1,871,171
経 常 利 益	183,175	158,476	112,346	203,838	186,548
当 期 剰 余 金	143,465	148,423	96,150	181,441	151,485
出 資 金	1,259,170	1,264,940	1,276,090	1,270,250	1,252,500
(出資口数)	(125,917)	(126,494)	(127,609)	(127,025)	(125,250)
純 資 産 額	7,041,806	7,148,575	7,180,948	7,259,832	7,209,499
総 資 産 額	80,732,333	82,378,251	83,256,606	82,756,646	82,450,129
貯 金 残 高	71,835,896	73,526,497	74,373,957	73,935,685	73,056,770
貸 出 金 残 高	10,833,846	10,870,426	11,181,450	12,454,110	15,431,901
有 価 証 券 残 高	508,790	681,540	938,690	2,938,210	4,963,153
剰 余 金 配 当 金 額	36,359	50,984	35,746	54,800	71,698
出 資 配 当 金	18,646	18,726	18,800	12,600	12,377
事業分量配当金	17,713	32,258	16,946	42,199	59,321
職 員 数	114	121	122	113	116
単体自己資本比率	26.51	26.87	27.05	28.30	30.74

- (注) 1. 経常収益は各事業収益の合計額を表しています。
 2. 当期剰余金は、銀行等の当期利益に相当するものです。
 3. 信託業務の取り扱いはありません。
 4. 「単体自己資本比率」は、「農業協同組合がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農水省告示第2号)に基づき算出しています。

2. 利益総括表

(単位：千円、%)

項 目	令和5年度	令和6年度	増 減
資 金 運 用 収 益	385,910	426,567	40,657
役 務 取 引 等 収 益	22,073	25,389	3,316
その他信用事業収益	8,822	9,692	869
合 計	416,805	461,648	44,842
資 金 調 達 費 用	13,822	29,008	15,185
役 務 取 引 等 費 用	8,025	8,206	181
その他信用事業費用	85,505	90,607	5,101
合 計	107,354	127,822	20,468
信 用 事 業 粗 利 益	309,451	333,825	24,374
信用事業粗利益率	0.40	0.44	0.03
事 業 粗 利 益	1,246,714	1,299,620	52,906
事業粗利益率	1.51%	1.55%	0
事 業 純 益	277,455	267,044	△ 10,411
実 質 事 業 純 益	277,638	267,046	△ 10,592
コ ア 事 業 純 益	277,638	267,046	△ 10,592
コ ア 事 業 純 益 (投資信託解約損益を除く)	277,638	267,046	△ 10,592

- (注) 1. 信用事業粗利益率＝信用事業総利益 / 信用事業資産 (債務保証見返を除く) 平均残高 × 100
 2. 事業粗利益率＝事業粗利益 / 総資産 (債務保証見返を除く) 平均残高 × 100

3. 資金運用収支の内訳

(単位：千円、%)

項目	令和5年度			令和6年度		
	平均残高	利息	利回	平均残高	利息	利回
資金運用勘定	78,047,748	348,853	0.45	77,780,098	389,509	0.50
預金	63,616,102	224,774	0.35	59,415,792	223,025	0.38
有価証券	1,925,319	16,904	0.88	3,944,100	37,032	0.94
貸出金	12,506,327	107,175	0.86	14,420,206	129,452	0.90
資金調達勘定	75,399,569	12,208	0.02	74,741,290	26,601	0.04
貯金・定期積金	75,397,667	12,180	0.02	74,740,649	26,591	0.04
借入金	1,902	28	1.48	641	10	1.56
総資金利ざや			0.05			0.14

(注) 総資金利ざや=資金運用利回り-資金調達原価 (資金調達利回り+経費率)

4. 受取・支払利息の増減額

(単位：千円)

項目	令和5年度増減額	令和6年度増減額
受取利息	△ 16,665	40,657
預金利息	△ 13,248	△ 1,748
有価証券利息	11,236	20,128
貸出金利息	11,716	22,276
その他受入利息	△ 26,369	0
支払利息	△ 318	15,185
貯金利息	△ 236	14,550
給付補填備金繰入	△ 85	△ 140
譲渡性貯金利息	—	—
借入金利息	△ 22	△ 18
その他支払利息	26	793
差引	△ 16,347	25,471

(注) 増減額は前年度対比です。

Ⅲ 事業の概況

1. 信用事業

(1) 貯金

① 種類別貯金平均残高

(単位：百万円)

種類	令和5年度	令和6年度	増減
要求払貯金	25,037	27,088	2,050
当座貯金	44	37	△ 6
普通貯金	24,808	26,867	2,059
貯蓄貯金	103	109	6
通知貯金	78	70	△ 7
別段貯金	3	2	0
その他の貯金	—	—	—
定期性貯金	50,360	47,652	△ 2,707
定期貯金	48,251	45,766	△ 2,484
財形貯蓄	42	42	0
積立定期貯金	95	93	△ 1
定期積金	1,965	1,739	△ 225
その他の貯金	5	10	5
譲渡性貯金	—	—	—
合計	75,397	74,740	△ 657

②定期貯金残高

(単位：百万円)

種 類	令和5年度	令和6年度	増 減
定 期 貯 金	46,663	43,452	△ 3,211
うち固定金利定期	46,647	43,439	△ 3,208
うち変動金利定期	16	13	△ 3

(2) 貸出金

①種類別貸出金平均残高

(単位：百万円)

種 類	令和5年度	令和6年度	増 減
手 形 貸 付 金	2	2	0
証 書 貸 付 金	10,589	11,384	794
当 座 貸 越	122	102	△ 19
金 融 機 関 貸 付	1,792	2,931	1,139
合 計	12,506	14,420	1,913
割 引 手 形	—	—	—

②貸出金金利条件別内訳残高

(単位：百万円)

種 類	令和5年度	令和6年度	増 減
固 定 金 利 貸 出	11,959	15,008	3,048
変 動 金 利 貸 出	372	316	△ 56
そ の 他 貸 出	122	107	△ 15
合 計	12,454	15,431	2,977

③貸出金担保別内訳残高

(単位：百万円)

種 類	令和5年度	令和6年度	増 減	
担 保	貯 金	190	170	△ 20
	有 価 証 券	—	—	—
	動 産	—	—	—
	不 動 産	168	137	△ 31
	そ の 他 担 保	71	64	△ 7
計	430	373	△ 57	
保 証	農 業 信 用 基 金 協 会 保 証	6,559	7,369	810
	そ の 他 保 証	642	654	12
	計	7,202	8,024	822
信 用	4,821	7,034	2,213	
合 計	12,454	15,431	2,977	

④債務保証見返額担保別内訳残高

(単位：百万円)

種 類	令和5年度	令和6年度	増 減
貯 金 等	—	—	—
有 価 証 券	—	—	—
動 産	—	—	—
不 動 産	—	—	—
そ の 他 担 保	—	—	—
計	—	—	—
信 用	—	—	—
合 計	—	—	—

⑤貸出金用途別内訳残高

(単位：百万円)

種 類	令和5年度	令和6年度	増 減
設 備 資 金	6,752	7,468	716
運 転 資 金	5,702	7,963	2,261
合 計	12,454	15,431	2,977

(注) 運転資金には、「農業運転」、「事業運転」、「生活関連（自動車ローンを除く）」が該当します。

⑥貸出金業種別残高

(単位：百万円、%)

種 類	令和5年度	構成比	令和6年度	構成比	増減
法 農 業 ・ 林 業	216	1.7	233	1.5	17
水 産 業	0	0.0	0	0.0	—
製 造 業	0	0.0	0	0.0	0
鉱 業	0	0.0	0	0.0	0
建 設 業	0	0.0	0	0.0	0
不 動 産 業	75	0.6	62	0.4	△ 13
電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業	0	0.0	0	0.0	0
運 輸 ・ 通 信 業	0	0.0	0	0.0	0
卸 売 ・ 小 売 ・ 飲 食 業	0	0.0	0	0.0	0
サ ー ビ ス 業	0	0.0	0	0.0	0
金 融 ・ 保 険 業	2,000	0.0	3,000	19.4	1,000
地 方 公 共 団 体	2,821	22.7	4,034	26.1	1,213
そ の 他	0	0.0	0	0.0	0
個 人	7,342	59.0	8,101	52.5	759
合 計	12,454	100.0	15,431	100.0	2,977

⑦主要な農業関係の貸出金残高

1) 営農類型別

(単位：百万円)

種 類	令和5年度	令和6年度	増 減
農 業	300	268	△ 32
穀 作	108	97	△ 11
野 菜 ・ 園 芸	3	7	4
果 樹 ・ 樹 園 農 業	3	3	0
工 芸 作 物	—	—	—
養 豚 ・ 肉 牛 ・ 酪 農	5	4	△ 1
養 鶏 ・ 養 卵	—	—	—
養 蚕	—	—	—
そ の 他 農 業	180	156	△ 24
農 業 関 連 団 体 等	—	—	—
合 計	300	268	△ 32

(注) 1. 農業関係の貸出金とは、農業者、農業法人及び農業関連団体等に対する農業生産・農業経営に必要な資金や、農産物の生産・加工・流通に係る事業に必要な資金等が該当します。

なお、上記⑥の貸出金の業種別残高の「農業」は、農業者や農業法人等に対する貸出金の残高です。

2. 「その他農業」には、複合経営で主たる業種が明確に位置づけられない者、農業サービス業、農業所得が従となる農業者等が含まれています。

3. 「農業関連団体等」には、JAや全農とその子会社等が含まれています。

2) 資金種類別

〔貸出金〕

(単位：百万円)

種 類	令和5年度	令和6年度	増 減
プロパー資金	216	196	△ 20
農業制度資金	84	72	△ 12
うち農業近代化資金	83	72	△ 11
うちその他制度資金	1	0	△ 1
合 計	300	268	△ 32

- (注) 1. プロパー資金とは、当組合原資の資金を融資しているもののうち、制度資金以外のものをいいます。
 2. 農業制度資金には、①地方公共団体が直接的または間接的に融資するもの、②地方公共団体が利子補給等を行うことでJAが低利で融資するもの、③日本政策金融公庫が直接融資するものがあり、ここでは①の転貸資金と②を対象としています。
 3. その他制度資金には、農業経営改善促進資金（スーパーS資金）や農業経営負担軽減支援資金などが該当します。

〔受託貸付金〕

(単位：百万円)

種 類	令和5年度	令和6年度	増 減
日本政策金融公庫資金	—	—	—
そ の 他	—	—	—
合 計	—	—	—

⑧農協法に基づく開示債権の状況及び金融再生法開示債権区分に基づく債権の保全状況

(単位：百万円)

債権区分	債権額	保全額				合計
		担保	保証	引当		
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	令和5年度	16	11	0	5	16
	令和6年度	11	8	0	3	11
危険債権	令和5年度	6	6	0	0	6
	令和6年度	5	5	0	0	5
要管理債権	令和5年度	0	0	0	0	0
	令和6年度	0	0	0	0	0
三月以上延滞債権	令和5年度	0	0	0	0	0
	令和6年度	0	0	0	0	0
貸出条件緩和債権	令和5年度	0	0	0	0	0
	令和6年度	0	0	0	0	0
小計	令和5年度	22	17	0	5	22
	令和6年度	16	13	0	3	16
正常債権	令和5年度	12,439				
	令和6年度	15,422				
合計	令和5年度	12,461				
	令和6年度	15,439				

⑨元本補てん契約のある信託に係る貸出金のリスク管理債権の状況

該当する取引はありません。

○ 不良債権に関わるディスクロージャーとして、農業協同組合法に基づくものと金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（以下、「金融再生法」という。）に基づくもの（金融再生法開示債権）があり、自己査定に基づいて決定された債務者区分に従って開示区分が決定されます。なお、当JAは金融再生法の対象とはなっていませんが、参考として同法の定める基準に従い債権額を掲載しております。

○ 農協法に基づく開示債権及び金融再生法開示債権の用語説明

破産更正債権及びこれらに準ずる債権	三月以上延滞債権
破産手続き開始、更生手続き開始、再生手続き開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権	元本又は利息の支払が約定日の翌日から三月以上延滞している貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないもの
危険債権	貸出条件緩和債権
債務者が経営破綻の状態に至ってはいないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権	債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないもの
要管理債権	正常債権
「三月以上延滞債権」と「貸出条件緩和債権」の合計額	債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記に掲げる債権以外のものに区分される債権

○ 自己査定と農協法に基づく開示債権の状況及び金融再生法開示債権区分に基づく債権との関係

（単位：百万円）

自己査定債務者区分		金融再生法開示債権		
（総与信ベース）		（信用事業与信額ベース、要管理債権は貸出金元金）		
破綻先		破産更生債権及びこれらに準ずる債権(ア)	11	
実質破綻先		(注1)		
破綻懸念先		危険債権(イ)	5	
		(注1)		
要注意先	要管理先	要管理債権(ウ) 三月以上延滞債権(シ) 貸出条件緩和債権(D)	—	
		(注2)		
	その他の要注意先	正常債権(エ)	15,422	(注1) 経済未収金等信用事業以外の債権による差額
正常先				(注2) (シ)又は(D)以外の他の貸出金及び貸出金以外の債権による差額
		(注1)		
		合計(ア)+(イ)+(ウ)+(エ)	15,439	
		開示債権合計額(ア)+(イ)+(ウ)	16	
		（正常債権15,422百万円を除く）		

⑩貸倒引当金内訳

(単位：千円)

種 目	令 和 5 年 度				
	期首残高	期中増加額	期 中 減 少 額		期末残高
			目的使用	そ の 他	
一般貸倒引当金	158	183		158	183
個別貸倒引当金	8,489	5,093	—	8,489	5,093
合 計	8,647	5,276	—	8,647	5,276

種 目	令 和 6 年 度				
	期首残高	期中増加額	期 中 減 少 額		期末残高
			目的使用	そ の 他	
一般貸倒引当金	183	2		183	2
個別貸倒引当金	5,093	3,759	—	5,093	3,759
合 計	5,276	3,761	—	5,276	3,761

⑪貸出金償却額

(単位：千円)

項 目	令和5年度	令和6年度
貸出金償却額	—	—

(3) 内国為替取扱実績

(単位：件、千円)

種 類	令 和 5 年 度			
	仕 向 け		被 仕 向 け	
	件 数	金 額	件 数	金 額
送金・振込為替	1,285	1,473,825	5,288	2,789,305
代金取立為替	—	—	—	—
雑 為 替	124	24,191	95	16,491
合 計	1,409	1,498,016	5,383	2,805,796

種 類	令 和 6 年 度			
	仕 向 け		被 仕 向 け	
	件 数	金 額	件 数	金 額
送金・振込為替	1,273	1,492,322	4,953	4,529,626
代金取立為替	—	—	—	—
雑 為 替	128	22,278	103	16,885
合 計	1,401	1,514,600	5,056	4,546,511

(4) 有価証券

①保有有価証券平均残高

(単位：千円)

種 類	令和5年度	令和6年度	増 減
国 債	1,472,816	1,772,751	299,934
地 方 債	465,037	1,980,498	1,515,460
政 府 保 証 債	—	—	—
金 融 債	—	—	—
社 債	45,355	266,575	221,220
株 式	—	—	—
受 益 証 券	—	—	—
貸 付 有 価 証 券	—	—	—
合 計	1,983,209	4,019,824	2,036,614
商 品 国 債	—	—	—

②保有有価証券残存期間別残高

(単位：千円)

種 類	令 和 5 年 度							合 計
	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	
国 債	—	—	—	—	—	1,800,000	—	1,800,000
地 方 債	—	—	—	—	—	1,200,000	—	1,200,000
政府保証債	—	—	—	—	—	—	—	—
金 融 債	—	—	—	—	—	—	—	—
社 債	—	—	100,000	—	—	—	—	100,000
株 式	—	—	—	—	—	—	—	—
受 益 証 券	—	—	—	—	—	—	—	—
貸付有価証券	—	—	—	—	—	—	—	—
合 計	—	—	100,000	—	—	3,000,000	—	3,100,000

種 類	令 和 6 年 度							合 計
	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	
国 債	—	—	—	—	—	1,800,000	—	1,800,000
地 方 債	—	—	50,000	—	—	2,750,000	—	2,800,000
政府保証債	—	—	—	—	—	—	—	—
金 融 債	—	—	—	—	—	—	—	—
社 債	—	—	500,000	—	—	200,000	—	700,000
株 式	—	—	—	—	—	—	—	—
受 益 証 券	—	—	—	—	—	—	—	—
貸付有価証券	—	—	—	—	—	—	—	—
合 計	—	—	550,000	—	—	4,750,000	—	5,300,000

③有価証券の時価情報

[売買目的有価証券]

該当する取引はありません。

[満期保有目的の債券]

(単位：千円)

	種 類	令 和 5 年 度			令 和 6 年 度		
		貸借対照表 計上額(A)	時価 (B)	差額 (B)－(A)	貸借対照表 計上額(A)	時価 (B)	差額 (B)－(A)
時価が貸 借対照 表を上 回るもの	国 債	—	—	—	—	—	—
	地 方 債	700,000	706,300	6,300	—	—	—
	政府保証債	—	—	—	—	—	—
	金 融 債	—	—	—	—	—	—
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社 債	100,000	100,070	70	—	—	—
	その他の証券	—	—	—	—	—	—
	小 計	800,000	806,370	6,370	—	—	—
時価が貸 借対照 表を 超えない もの	国 債	—	—	—	—	—	—
	地 方 債	400,000	397,700	△ 2,300	2,699,433	2,576,220	△ 123,213
	政府保証債	—	—	—	—	—	—
	金 融 債	—	—	—	—	—	—
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社 債	—	—	—	700,000	689,205	△ 10,795
	その他の証券	—	—	—	—	—	—
	小 計	400,000	397,700	△ 2,300	3,399,433	3,265,425	△ 134,008
合 計		1,200,000	1,204,070	4,070	3,399,433	3,265,425	△ 134,008

	種 類	令 和 5 年 度			令 和 6 年 度		
		貸借対照表 計上額 (A)	取得原価又は 償却原価 (B)	差額 (A) - (B)	貸借対照表 計上額 (A)	取得原価又は 償却原価 (B)	差額 (A) - (B)
貸借対照表 計上額が取得 原価又は償却 原価を超えるもの	株 式	—	—	—	—	—	—
	債 券	—	—	—	—	—	—
	国 債	—	—	—	—	—	—
	地 方 債	103,880	100,000	3,880	—	—	—
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社 債	—	—	—	—	—	—
	その他の証券	—	—	—	—	—	—
小 計	103,880	100,000	3,880	—	—	—	
貸借対照表 計上額が取得 原価又は償却 原価を超えないもの	株 式	—	—	—	—	—	—
	債 券	—	—	—	—	—	—
	国 債	1,634,330	1,773,590	△ 139,260	1,467,080	1,774,991	△ 307,911
	地 方 債	—	—	—	96,640	100,000	△ 3,360
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社 債	—	—	—	—	—	—
	その他の証券	—	—	—	—	—	—
小 計	1,634,330	1,773,590	△ 139,260	1,563,720	1,874,991	△ 311,271	
合 計	1,738,210	1,873,590	△ 135,380	1,563,720	1,874,991	△ 311,271	

④金銭の信託の時価情報

[運用目的の金銭の信託]	該当する取引はありません。
[満期保有目的の金銭の信託]	該当する取引はありません。
[その他の金銭の信託]	該当する取引はありません。

⑤デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引、有価証券関連店頭デリバティブ取引

該当する取引はありません。

(5) 預かり資産の状況

①投資信託残高(ファンドラップ含む)

(単位：百万円)

項 目	令和5年度	令和6年度
投資信託残高 (ファンドラップ含む)	87	98

②残高有り投資信託口座数

(単位：口座)

項 目	令和5年度	令和6年度
残高有り 投資信託 口座数	77	80

2. 共済取扱実績

(1)長期共済保有高

(単位：千円)

種 類	令 和 5 年 度		令 和 6 年 度		
	件 数	金 額	件 数	金 額	
生	終 身 共 済	8,990	69,460,562	9,130	66,049,310
	定 期 生 命 共 済	480	5,137,400	511	5,495,460
	養 老 生 命 共 済	3,345	10,062,944	3,183	9,160,311
	う ち こ ど も 共 済	2,929	7,638,668	2,851	7,140,112
命	医 療 共 済	6,534	1,553,400	6,432	1,417,500
	が ん 共 済	1,895	324,500	1,877	311,000
	定 期 医 療 共 済	186	79,200	174	72,200
	介 護 共 済	703	1,550,562	903	2,182,958
	認 知 症 共 済	119		139	
	生 活 障 害 共 済	737		776	
系	特 定 重 度 疾 病 共 済	782		838	
	年 金 共 済	4,646	34,000	4,653	34,000
建 物 系	建 物 更 生 共 済	6,896	91,281,708	6,925	91,319,346
合 計	35,313	179,484,276	35,541	176,042,087	

(注)「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、「金額」欄は当該共済種類ごとに保障金額(生命系共済は死亡保障の金額)を記載しています。

(2)医療系共済の共済金額保有高

(単位：千円)

項 目	令和5年度		令和6年度	
	件 数	金 額	件 数	金 額
医 療 共 済	6,534	25,407	6,432	21,339
		585,033		676,029
が ん 共 済	1,895	10,581	1,877	10,426
定 期 医 療 共 済	186	829	174	770
合 計	8,615	36,817	8,483	32,535
		585,033		676,029

(注)「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、「金額」欄は当該共済種類ごとに共済金額を記載しています。なお、同一の共済種類に主たる共済金額が複数ある場合は、新たに欄を追加して記載するとともに、共済種類ごとの合計欄を記載しています。

(3)介護系その他の共済金額保有高

(単位：千円)

項 目	令和5年度		令和6年度	
	件 数	金 額	件 数	金 額
介 護 共 済	703	2,188,182	903	2,996,669
認 知 症 共 済	119	257,000	139	273,200
生活障害共済(一時金型)	608	3,743,900	642	3,884,900
生活障害共済(定期年金型)	129	117,920	134	119,020
特 定 重 度 疾 病 共 済	782	1,170,800	838	1,185,700

(注)「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、「金額」欄は当該共済種類ごとに共済金額を記載しています。

(4)年金共済の年金保有高

(単位：千円)

項 目	令和5年度		令和6年度	
	件 数	金 額	件 数	金 額
年 金 開 始 前	3,547	2,257,414	3,522	2,205,333
年 金 開 始 後	1,099	539,076	1,131	565,153
合 計	4,646	2,796,491	4,653	2,770,486

(注)「金額」欄は、年金年額について記載しています。

(5)短期共済新契約高

(単位：千円)

種 類	令和5年度			令和6年度		
	件 数	金 額	掛 金	件 数	金 額	掛 金
火 災 共 済	1,918	25,423,610	21,968	1,862	24,708,680	20,737
自 動 車 共 済	7,422		348,935	7,445		357,150
傷 害 共 済	3,302	13,004,600	2,121	3,533	12,876,400	2,119
団体定期生命共済	—	—	—	—	—	—
定額定期生命共済	—	—	—	—	—	—
賠償責任共済	77		182	72		312
自 賠 責 共 済	1,964		34,151	1,891		32,712
合 計	14,683		407,359	14,803		413,033

(注)「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、「金額」欄は当該共済種類ごとに保障金額(死亡保障又は火災保証を伴わない共済の金額欄は斜線。)を記載しています。

3. その他事業の実績

(1) 購買品取り扱い高

(単位：千円)

項 目	令 和 5 年 度		令 和 6 年 度	
	取り扱い高	手数料	取り扱い高	手数料
生 産 資 材	2,130,247	227,282	2,274,204	233,880
生 活 物 資	437,587	88,147	631,836	96,336
合 計	2,567,834	315,430	2,906,040	330,216

(2) 受託販売品取り扱い高

(単位：千円)

項 目	令 和 5 年 度		令 和 6 年 度	
	取り扱い高	手数料	取り扱い高	手数料
米	1,041,381	45,363	1,552,397	47,996
米以外の農産物	152,694	10,676	159,875	8,598
畜 産 物	—	—	—	—
JAグリーン産直	230,516	31,737	229,744	34,469
合 計	1,424,591	87,777	1,942,017	91,064

(3) 保管事業取り扱い実績

(単位：千円)

項 目		令和5年度	令和6年度
収 益	保 管 料	30,252	28,828
	荷 役 料	8,128	8,224
	その他の収益	1,860	1,391
費 用	保管材料費	—	—
	保管労務費	1,187	533
	その他の費用	21,101	24,064
差 引		17,951	13,846

(4) 加工事業取り扱い実績

(単位：千円)

項 目	令 和 5 年 度		令 和 6 年 度	
	販 売 高	手 数 料	販 売 高	手 数 料
ハトムギ加工事業	11,660	1,171	9,114	1,760
モチ加工事業	10,826	3,732	10,223	2,916
その他加工事業	3,427	△64	4,369	141
合 計	25,913	4,839	23,707	4,818

(5) 利用事業取り扱い実績

(単位：千円)

項 目	令 和 5 年 度		令 和 6 年 度	
	取扱数量・金額	手数料	取扱数量・金額	手数料
共 乾 施 設	3,081 t	29,749	3,025 t	24,023
育苗センター	128,424 箱	5,914	125,679 箱	4,935
無人ヘリ防除	—	8,583	—	10,951
その他利用事業	—	6,583	—	3,532
合 計	—	50,829	—	43,442

(6)指導事業の収支内訳

(単位：千円)

項 目		令和5年度	令和6年度
収 益	賦 課 金	—	—
	指導事業補助金	322	322
	実 費 収 入	2,655	1,767
	その他の収入	—	—
費 用	営 農 改 善 費	16,832	15,838
	生活文化事業費	1,766	2,299
	教育情報費	2,473	2,483
	協力団体育成費	2,759	2,329
	農 政 活 動 費	—	—
	相 談 活 動 費	—	—
差 引		△ 20,854	△ 22,950

IV 経営諸指標

1. 利益率

(単位：%)

項 目	令和5年度	令和6年度	増 減
総資産経常利益率	0.25	0.22	△ 0.02
資本経常利益率	2.81	2.51	△ 0.30
総資産当期純利益率	0.22	0.18	△ 0.04
資本当期純利益率	2.50	2.04	△ 0.46

- (注) 1. 総資産経常利益率＝経常利益／総資産（債務保証見返を除く）平均残高×100
 2. 資本経常利益率＝経常利益／純資産勘定平均残高×100
 3. 総資産当期純利益率＝当期剰余金（税引後）／総資産（債務保証見返を除く）平均残高×100
 4. 資本当期純利益率＝当期剰余金（税引後）／純資産勘定平均残高×100

2. 貯貸率・貯証率

(単位：%)

区 分		令和5年度	令和6年度	増 減
貯 貸 率	期 末	16.84	21.12	4.28
	期中平均	16.59	19.29	2.71
貯 証 率	期 末	3.97	6.79	2.82
	期中平均	2.55	5.28	2.72

- (注) 1. 貯貸率（期 末）＝貸出金残高／貯金残高×100
 2. 貯貸率（期中平均）＝貸出金平均残高／貯金平均残高×100
 3. 貯証率（期 末）＝有価証券残高／貯金残高×100
 4. 貯証率（期中平均）＝有価証券平均残高／貯金平均残高×100

V 自己資本の充実の状況

1. 自己資本の状況

◇自己資本比率の状況

当 JA では、多様化するリスクに対応するとともに、組合員や利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでいます。内部留保に努めるとともに、不良債権処理及び業務の効率化等に取り組んだ結果令和7年3月末における自己資本比率は30.74%となりました。

◇経営の健全性の確保と自己資本の充実

当 JA の自己資本は、組合員の普通出資によっています。

- 普通出資による資本調達額

項 目	内 容
発 行 主 体	能美農業協同組合
資 本 調 達 手 段 の 種 類	普通出資
コア資本に係る基礎項目に算入した額	1,252 百万円（前年度 1,270 百万円）

当 JA は、「自己資本比率算出要領」を制定し、適正なプロセスにより正確な自己資本比率を算出して、当 JA が抱える信用リスクやオペレーショナル・リスクの管理及びこれらのリスクに対応した十分な自己資本の維持を図るとともに、内部留保の積み増しにより自己資本の充実に努めています。

2. 自己資本の構成に関する事項

(単位：百万円、%)

項目	令和5年度	令和6年度
コア資本に係る基礎項目		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額	7,302	7,360
うち、出資金及び資本準備金の額	1,270	1,252
うち、再評価積立金の額	—	—
うち、利益剰余金の額	6,090	6,187
うち、外部流出予定額(△)	54	71
うち、上記以外に該当するものの額	△3	△7
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	0	0
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	0	0
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	7,303	7,360
コア資本に係る調整項目		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	1	0
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	1	0
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	53	86
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	54	87
自己資本の額 ((イ) - (ロ)) (ハ)	7,248	7,273
リスク・アセット等		
信用リスク・アセットの額の合計額	23,273	22,841
うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いず算出したリスク・アセットの額を控除した額(△)	—	—
うち、経過措置により、リスク・アセットの額に算入される額の合計額	—	—
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	—	—
うち、土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額に係るものの額	—	—
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
マーケット・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	—	—
勘定間の振替分	—	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	2,333	814
信用リスク・アセット調整額	—	—
フロア調整額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	25,607	23,655
自己資本比率		
自己資本比率 ((ハ) / (ニ))	28.03%	30.74%

- (注) 1. 「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農水省告示第2号)に基づき算出しています。
2. 当JAは、信用リスク・アセット額の算出にあたっては標準的計測手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額にあたっては標準的計測手法で算出しており、算出に使用するILMについては、令和6年度は告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しています。
3. 当JAが有するすべての自己資本とリスクを対比して、自己資本比率を計算しています。

3. 自己資本の充実度に関する事項

①信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

(単位：百万円)

信用リスク・アセット	令和5年度		
	エクスポージャーの 期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a × 4%
現金	194	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	1,777	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	4,024	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—	—
地方三公社向け	—	—	—
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	63,525	12,705	508
法人等向け	5	0	0
中小企業等向け及び個人向け	521	130	5
抵当権付住宅ローン	149	44	1
不動産取得等事業向け	—	—	—
三月以上延滞等	14	8	0
取立未済手形	30	6	0
信用保証協会等による保証付	6,563	642	25
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—
共済約款貸付	—	—	—
出資等	223	223	8
(うち出資等のエクスポージャー)	223	223	8
(うち重要な出資のエクスポージャー)	—	—	—
上記以外	5,779	9,512	380
(うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部T L A C関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー)	—	—	—
(うち農林中央金庫又は農業協同組合連合会の対象資本調達手段に係るエクスポージャー)	2,674	6,686	267
(うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー)	16	41	1
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部T L A C関連調達手段に関するエクスポージャー)	—	—	—
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部T L A C関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー)	—	—	—
(うち上記以外のエクスポージャー)	3,088	2,784	111
証券化	—	—	—
(うちS T C要件適用分)	—	—	—
(うち非S T C適用分)	—	—	—
再証券化	—	—	—
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	—	—	—
(うちルックスルー方式)	—	—	—
(うちマンドート方式)	—	—	—
(うち蓋然性方式 250%)	—	—	—
(うち蓋然性方式 400%)	—	—	—
(うちフォールバック方式)	—	—	—
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	—	—	—
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額 (△)	—	—	—
標準的手法を適用するエクスポージャー別計	82,810	23,273	930
C V Aリスク相当額 ÷ 8%	—	—	—
中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—
合計 (信用リスク・アセットの額)	82,810	23,273	930
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額 < 基礎的手法 >	オペレーショナル・リスク相当額を8%で 除して得た額	a	所要自己資本額 b=a × 4%
		2,333	93
総所要自己資本額	リスク・アセット等 (分母) 計	a	総所要自己 資本額 b=a × 4%
		25,607	1,024

- (注) 1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
 2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産 (オフ・バランスを含む) のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
 3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
 4. 「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。
 5. 「証券化 (証券化エクスポージャー)」とは、原資産に係る信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
 6. 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるもの」とは、土地再評価差額金に係る経過措置によるリスク・アセットの額及び調整項目にかかる経過措置によりなお従前の例によるものとしてリスク・アセットの額に算入したものが該当します。
 7. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産 (固定資産等) ・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジットデリバティブの免責額が含まれます。
 8. 当JAでは、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、基礎的手法を採用しています。
 (オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法 (基礎的手法))

$$\frac{\text{粗利益 (正の値の場合に限る)} \times 15\% \text{ の直近3年間の合計額}}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

②信用リスク・アセットの額及び信用リスクに対する所要自己資本の額ならびに区分ごとの内訳

(単位：百万円)

	令和6年度		
	エクスポージャーの 期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a × 4%
現金	172	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	1,778	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	6,842	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—	—
地方三公社向け	—	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	59,114	11,973	478
(うち第一種金融商品取引業者及び保険会社向け)	—	—	—
カバード・ボンド向け	—	—	—
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	615	210	8
(うち特定貸付債権向け)	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	526	126	5
(うちトランザクター向け)	1	0	—
不動産関連向け	477	81	3
(うち自己居住用不動産等向け)	477	81	3
(うち賃貸用不動産向け)	—	—	—
(うち事業用不動産関連向け)	—	—	—
(うちその他不動産関連向け)	—	—	—
(うちADC向け)	—	—	—
劣後債券及びその他資本性証券等	—	—	—
延滞等向け（自己居住用不動産関連向けを除く。）	7	4	0
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	9	9	0
取立未済手形	20	4	0
信用保証協会等による保証付	7,371	722	28
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—
株式等	223	223	8
共済約款貸付	—	—	—
上記以外	5,466	9,486	379
(うち重要な出資のエクスポージャー)	—	—	—
(うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部 TLAC 関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー)	—	—	—
(うち農林中央金庫の対象資本調達手段に係るエクスポージャー)	2,674	6,686	267
(うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー)	5	13	0
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段に関するエクスポージャー)	—	—	—
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段に係るエクスポージャー)	—	—	—
(うち上記以外のエクスポージャー)	2,786	2,786	111
証券化	—	—	—
(うち STC 要件適用分)	—	—	—
(短期 STC 要件適用分)	—	—	—
(うち不良債権証券化適用分)	—	—	—
(うち STC・不良債権証券化適用対象外分)	—	—	—
再証券化	—	—	—
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	—	—	—
(うちルックスルー方式)	—	—	—
(うちマンドート方式)	—	—	—
(うち蓋然性方式 250%)	—	—	—
(うち蓋然性方式 400%)	—	—	—
(うちフォールバック方式)	—	—	—
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額(△)	—	—	—
標準的手法を運用するエクスポージャー計	82,626	22,841	913
CVAリスク相当額 ÷ 8% (簡便法)	—	—	—
中央清算期間関連エクスポージャー	—	—	—
合計(信用リスク・アセットの額)	82,626	22,841	913
マーケット・リスクに対する所要自己資本の額 <簡易方式又は標準的方式>	マーケット・リスク相当額をの合計額を 8%で除して得た額	所要自己資本額	
	a	b=a × 4%	
	—	—	—
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額 <標準的計測手法>	オペレーショナル・リスク相当額を8%で 除して得た額	所要自己資本額	
	a	b=a × 4%	
	814	32	
総所要自己資本額	リスク・アセット等(分母) 計	総所要自己資本額	
	a	b=a × 4%	
	23,655	946	

③オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本額の概要

(単位：百万円)

	令和6年度
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	814
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額	32
B I	542
B I C	65

- (注) 1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
3. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
4. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産(固定資産等)・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額が含まれます。
5. オペレーショナル・リスク相当額は標準的計測手法により算出しており、算出に使用するILMは告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しております。

4. 信用リスクに関する事項

①標準的手法に関する事項

当JAでは自己資本比率算出要領にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウェイトの判定にあたり使用する格付等は次のとおりです。

- (ア) リスク・ウェイトの判定にあたり使用する格付は、以下の適格格付機関による依頼格付のみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適格格付機関
株式会社格付投資情報センター (R&I)
株式会社日本格付研究所 (JCR)
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (Moody's)
S&P グローバルレーティング (S&P)
フィッチレーティングスリミテッド (Fitch)

(注) 「リスク・ウェイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛け目のことです。

- (イ) リスク・ウェイトの判定にあたり使用する適格格付機関の格付またはカントリー・リスク・スコアは、主に以下のとおりです。

エクスポージャー	適格格付機関	カントリー・リスク・スコア
中央政府および中央銀行		日本貿易保険
外国の中央政府等以外の公共部門向け エクスポージャー		日本貿易保険
国際開発銀行向けエクスポージャー	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
金融機関向けエクスポージャー	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
法人等向けエクスポージャー	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	

②信用リスクに関するエクスポージャー（地域別、業種別、残存期間別）及び延滞エクスポージャーの期末残高

（単位：百万円）

		令和5年度					令和6年度				
		信用リスクに関するエクスポージャーの残高				三月以上延滞エクスポージャー 期末残高	信用リスクに関するエクスポージャーの残高				三月以上延滞エクスポージャー 期末残高
		うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ			うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ		
法人	農業	82	82	—	—	—	62	62	—	—	—
	林業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	水産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	製造業	4	—	—	—	—	4	—	—	—	—
	鉱業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	建設・不動産業	1	—	—	—	—	1	—	—	—	—
	電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	100	—	100	—	—
	運輸・通信業	5	—	—	—	—	105	—	100	—	—
	金融・保険業	66,308	2,000	100	—	—	62,188	3,000	400	—	—
	卸売・小売・飲食・サービス業	147	12	—	—	—	243	8	100	—	—
	日本国政府・地方公共団体	5,802	2,822	2,979	—	—	8,623	4,038	4,584	—	—
	上記以外	52	52	—	—	—	57	57	—	—	—
個人	7,490	7,490	—	—	14	8,275	8,275	—	—	16	
その他	2,914	—	—	—	—	2,964	—	—	—	—	
業種別残高計		82,810	12,461	3,079	—	14	82,626	15,443	5,285	—	16
1年以下		60,218	93	0	—	—	55,591	77	—	—	—
1年超3年以下		232	232	0	—	—	236	236	—	—	—
3年超5年以下		542	442	100	—	—	1,012	461	550	—	—
5年超7年以下		539	539	—	—	—	695	594	100	—	—
7年超10年以下		1,832	730	1,102	—	—	4,319	1,663	2,655	—	—
10年超		12,627	10,248	1,877	—	—	14,769	12,289	1,979	—	—
期限の定めのないもの		6,818	175	—	—	—	6,001	118	—	—	—
残存期間別残高計		82,810	12,461	3,079	—	—	82,626	15,443	5,285	—	—

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。「コミットメント」とは、契約した期間及び融資枠の範囲でお客様のご請求に基づき、金融機関が融資を実行する契約のことをいいます。「貸出金等」にはコミットメントの融資可能残額も含めています。
3. 「店頭デリバティブ」とは、スワップ等の金融派生商品のうち相対で行われる取引のものをいいます。
4. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。
5. 「延滞エクスポージャー」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。
- ①金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。
 - ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。
 - ③3カ月以上限度額を超過した当座貸越であること。

③貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

区 分	令 和 5 年 度					令 和 6 年 度				
	期首 残高	期 中 増加額	期中減少額		期末 残高	期首 残高	期 中 増加額	期中減少額		期末 残高
			目的 使用	その 他				目的 使用	その 他	
一 般 貸 倒 引 当 金	0	0		0	0	0	0		0	0
個 別 貸 倒 引 当 金	8	5	—	8	5	5	3	—	5	3

④業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額

(単位：百万円)

区 分	令 和 5 年 度						令 和 6 年 度					
	期首 残高	期 中 増加額	期中減少額		期末 残高	貸出金 償却	期首 残高	期 中 増加額	期中減少額		期末 残高	貸出金 償却
			目的 使用	その 他					目的 使用	その 他		
法 人	農 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	林 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	水 産 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	製 造 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	鉱 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	建 設 ・ 不 動 産 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	運 輸 ・ 通 信 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	金 融 ・ 保 険 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	卸 売 ・ 小 売 ・ 飲 食 ・ サ ー ビ ス 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
上 記 以 外	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
個 人	8	5	—	8	5	—	5	3	—	5	3	
業 種 別 残 高 計	8	5	—	8	5	—	5	3	—	5	3	

(注) 当JAでは国内の限定されたエリアで事業活動を行っているため、地域の区分は省略しています。

⑤信用リスク・アセット残高内訳表

(単位：百万円)

項 目	令和6年度						リスク・ウェイトの加重平均値 (%) F(=E/(C+D))
	リスク・ウェイト (%)	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			
		オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	信用リスク・アセットの額	
		A	B	C	D	E	
現金	0	172	—	172	—	—	0
我が国の中央政府及び中央銀行向け	0	1,778	—	1,778	—	—	0
外国の中央政府及び中央銀行向け	0～150	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	0	—	—	—	—	—	0
我が国の地方公共団体向け	0	6,842	—	6,842	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	20～150	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	0～150	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	10～20	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	10～20	—	—	—	—	—	—
地方三公社向け	20	—	—	—	—	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	20～150	59,114	—	59,114	—	11,973	20
（うち第一種金融商品取引業者及び保険会社向け）	20～150	—	—	—	—	—	—
カバード・ボンド向け	10～100	—	—	—	—	—	—
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	20～150	615	—	615	—	210	34
（うち特定貸付債権向け）	20～150	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	45～100	522	36	450	3	126	28
（うちトランザクター向け）	45	—	16	—	1	0	45
不動産関連向け	20～150	477	—	465	—	81	18
（うち自己居住用不動産等向け）	20～75	477	—	465	—	81	18
（うち賃貸用不動産向け）	30～150	—	—	—	—	—	—
（うち事業用不動産関連向け）	70～150	—	—	—	—	—	—
（うちその他不動産関連向け）	60	—	—	—	—	—	—
（うちADC向け）	100～150	—	—	—	—	—	—
劣後債券及びその他資本性証券等	150	—	—	—	—	—	—
延滞等向け（自己居住用不動産関連向けを除く。）	50～150	3	—	3	—	4	121
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	100	9	—	9	—	9	100
取立未済手形	20	20	—	20	—	4	20
信用保証協会等による保証付	0～10	7,371	—	7,223	—	722	10
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	10	—	—	—	—	—	—
株式等	250～400	223	—	223	—	223	100
共済約款貸付	0	—	—	—	—	—	—
上記以外	100～1250	5,466	—	5,466	—	9,486	174
（うち重要な出資のエクスポージャー）	1250	—	—	—	—	—	—
（うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部 TLAC 関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー）	250～400	—	—	—	—	—	—
（うち農林中央金庫の対象資本調達手段に係るエクスポージャー）	250	2,674	—	2,674	—	6,686	250
（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー）	250	5	—	5	—	13	250
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段に係るエクスポージャー）	250	—	—	—	—	—	—
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段に係るエクスポージャー）	150	—	—	—	—	—	—
（うち右記以外のエクスポージャー）	100	2,786	—	2,786	—	2,786	100
証券化	—	—	—	—	—	—	—
（うちSTC要件適用分）	—	—	—	—	—	—	—
（短期STC要件適用分）	—	—	—	—	—	—	—
（うち不良債権証券化適用分）	—	—	—	—	—	—	—
（うちSTC・不良債権証券化適用対象外分）	—	—	—	—	—	—	—
再証券化	—	—	—	—	—	—	—
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	—	—	—	—	—	—	—
未決済取引	—	—	—	—	—	—	—
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額（△）	—	—	—	—	—	—	—
合計（信用リスク・アセットの額）	—	—	—	—	—	22,841	—

(注) 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、2023年度については、記載していません。

⑥ポートフォリオの区分ごとのCCF適用後及び信用リスク削減手法の効果を勘案した後のエクスポージャーの額

(単位：百万円)

項目	令和6年度														
	信用リスク・エクスポージャーの額(CCF・信用リスク削減手法適用後)														
	0%	20%	50%	100%	150%	その他	合計								
我が国の中央政府及び中央銀行向け	1,778	—	—	—	—	—	1,778								
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—	—								
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—	—								
	0%	10%	20%	50%	100%	150%	その他	合計							
我が国の地方公共団体向け	6,842	—	—	—	—	—	—	6,842							
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—	—	—							
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—	—	—							
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—	—	—	—	—							
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—	—	—							
	0%	20%	30%	50%	100%	150%	その他	合計							
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—							
	20%	30%	40%	50%	75%	100%	150%	その他	合計						
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	57,611	1,500	3	—	—	—	—	0	59,114						
(うち、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け)	—	—	—	—	—	—	—	—	—						
	10%	15%	20%	25%	35%	50%	100%	その他	合計						
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—						
	20%	50%	75%	80%	85%	100%	130%	150%	その他	合計					
法人等向け (特定貸付債権向けを含む。)	300	300	—	—	—	—	—	—	14	615					
(うち特定貸付債権向け)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—					
	100%	150%	250%	400%	その他	合計									
劣後債権及びその他資本性証券等 株式等	—	—	—	—	—	223	—	—	—	223					
	45%	75%	100%	その他	合計										
中堅中小企業等向け及び個人向け (うちトランザクター向け)	1	—	52	—	13	—	—	386	454						
	1	—	—	—	—	—	—	—	1						
	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.50%	40%	50%	62.50%	70%	75%	その他	合計		
不動産関連向け うち自己居住用不動産等向け	243	7	—	—	—	—	—	—	—	—	0	213	465		
	30%	35%	43.75%	45%	56.25%	60%	75%	93.75%	105%	150%	その他	合計			
不動産関連向け うち貸貸用不動産向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—			
	70%	90%	110%	112.50%	150%	その他	合計								
不動産関連向け うち事業用不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—								
	60%	その他	合計												
不動産関連向け うちその他不動産関連向け	—	—	—												
	100%	150%	その他	合計											
不動産関連向け うちADC向け	—	—	—	—											
	50%	100%	150%	その他	合計										
延滞等向け (自己居住用不動産等向けを除く。)	—	0	—	1	—	1	—	3							
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	—	—	9	—	—	—	9							
	0%	10%	20%	100%	その他	合計									
現金	172	—	—	—	—	172									
取立未済手形	—	—	—	20	—	20									
信用保証協会等による保証付	—	—	7,221	—	—	—	1	7,223							
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—	—	—							
共済約款貸付	—	—	—	—	—	—	—	—							

(注) 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、2023年度については、記載していません。

⑦信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウェイト 1250%を適用する残高

(単位：百万円)

		令和5年度		
		格付あり	格付なし	計
信用 リスク 削減 効果 勘案 後 残高	リスク・ウェイト 0%	—	6,003	6,003
	リスク・ウェイト 2%	—	—	—
	リスク・ウェイト 4%	—	—	—
	リスク・ウェイト 10%	—	6,425	6,425
	リスク・ウェイト 20%	—	64,197	64,197
	リスク・ウェイト 35%	—	106	106
	リスク・ウェイト 50%	—	2	2
	リスク・ウェイト 75%	—	89	89
	リスク・ウェイト 100%	—	3,293	3,293
	リスク・ウェイト 150%	—	—	—
	リスク・ウェイト 250%	—	2,691	2,691
	その他	—	—	—
	リスク・ウェイト 1250%	—	—	—
	合計	—	82,810	82,810

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。
3. 経過措置によってリスク・ウェイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウェイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。
4. 1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウェイト 1250%を適用したエクスポージャーがあります。

⑧資産（オフ・バランス取引等含む）残高等リスク・ウェイト区分内訳表

(単位：百万円)

リスク・ウェイト 区分	令和6年度			資産の額及び与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)
	CCF・信用リスク削減効果適用前エクスポージャー		CCFの加重平均値 (%)	
	オン・バランス	オフ・バランス		
	資産項目	資産項目		
40%未満	76,547	—	—	76,315
40%～70%	303	16	0	305
75%	51	18	0	53
80%	—	—	—	—
85%	—	—	—	—
90%～100%	24	—	—	24
105%～130%	—	—	—	—
150%	1	—	—	1
250%	223	—	—	223
400%	—	—	—	—
1250%	—	—	—	—
その他	0	1	0	0
合計	77,152	36	0	76,923

(注) 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い、「リスク・ウェイト区分」の変更や「CCFの加重平均値」の追加等を行っています。

5. 信用リスク削減手法に関する事項

①信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウェイトに代えて、担保や保証人に対するリスク・ウェイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当JAでは、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」にて定めています。

信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自組合貯金の相殺」を適用しています。

適格金融資産担保付取引とは、エクスポージャーの信用リスクの全部又は一部が、取引相手又は取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。当JAでは、適格金融資産担保付取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウェイトが適用される中央政府等、わが国の地方公共団体、地方公共団体金融機構、わが国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、及び金融機関または第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

ただし、証券化エクスポージャーについては、これら以外の主体で保証提供時に長期格付がA-またはA3以上で、算定基準日に長期格付がBBB-またはBaa3以上の格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

貸出金と自組合貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自組合貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自組合貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自組合貯金が継続されないリスクが監視及び管理されていること、④貸出金と自組合貯金の相殺後の額が、監視及び管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自組合貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としています。

担保に関する評価及び管理方針は、一定のルールのもと定期的に担保確認及び評価の見直しを行っています。なお、主要な担保の種類は自組合貯金です。

②信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位：百万円)

区 分	令和5年度		
	適格金融資産担保	保証	クレジット・デリバティブ
地方公共団体金融機構向け	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—	—
地方三公社向け	—	—	—
金融機関及び第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—
法人等向け	5	—	—
中小企業等向け及び個人向け	33	314	—
抵当権住宅ローン	—	38	—
不動産取得等事業向け	—	—	—
三月以上延滞等向け	—	—	—
証券化	—	—	—
中央清算機関関連	—	—	—
上記以外	72	287	—
合計	111	640	—

(注) 1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、主なものとしては貸出金や有価証券等が該当します。

2. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。

3. 「証券化（証券化エクスポージャー）」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。

4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）等が含まれます。

5. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者（参照組織）の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者（プロテクションの買い手）と信用リスクを取得したい者（プロテクションの売り手）との間で契約を結び、参照組織に信用事由（延滞・破産など）が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

(単位：百万円)

区 分	令 和 6 年 度		
	適格金融資産担保	保証	クレジット・デリバティブ
地方公共団体金融機構向け	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—	—
地方三公社向け	—	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	14	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	24	361	—
自己居住用不動産等向け	61	228	—
抵当権付き住宅ローン	—	—	—
貸借用不動産関連向け	—	—	—
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	—	—	—
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	—	—
証券化	—	—	—
中央清算機関関連	—	—	—
上記以外	—	—	—
合 計	100	590	—

- (注) 1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
2. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。
- ①金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。
 - ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。
 - ③3カ月以上限度額を超過した当座貸越であること。
3. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府および中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）等が含まれます。
5. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者（参照組織）の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者（プロテクションの買い手）と信用リスクを取得したい者（プロテクションの売り手）との間で契約を結び、参照組織に信用事由（延滞・破産など）が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

6. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する取引はありません。

7. 証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

8. CVAリスクに関する事項

- ◇CVA リスク相当額の算出に使用する手法（SA—CVA、完全な BA—CVA、限定的な BA—CVA 又は簡便法をいう。）の名称及び各手法により算定される対象取引の概要
CVA リスク相当額は「簡便法」により算出しております。
- ◇CVA リスクの特性及び CVA に関するリスク管理体制の概要（CVA リスクのヘッジ方針及びヘッジの継続的な有効性を監視するための体制を含む。）
CVA リスクは、派生商品取引における取引相手の信用力悪化に伴う時価変動により損失が発生するリスクであり、取引にあたっては、取引相手の信用力を評価したうえで行っています。

9. マーケット・リスクに関する事項

- ◇リスク管理の方針及び手続等の概要
「マーケット・リスク」とは、金利、為替、株価等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債及びオフバランス取引の価値が変動し、損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し、損失を被るリスクのことです。
- ◇当JAは、自己資本比率算出上、マーケット・リスク相当額に係る額を不算入としています。

10. オペレーショナル・リスクに関する事項

- ◇リスク管理の方針及び手続の概要
「オペレーショナル・リスク」とは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であること又は外的な現象により損失を被るリスクのことです。当JAでは、各種手続きによりオペレーショナル・リスクを管理しています。
- ◇BIの算出方法
BI（事業規模指標）の額は、ILDC（金利要素）、SC（役務要素）及びFC（金融商品要素）を合計して算出しています。なお、ILDC、SC 及びFC の額は告示第 249 条に定められた方法に基づき算出しています。
- ◇ILMの算出方法
ILM（内部損失乗数）は、告示第 250 条第 1 項第 3 号に基づき「1」を使用しています。
- ◇オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、BIの算出から除外した事業部門の有無該当ありません。
- ◇オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、ILM の算出から除外した特殊損失の有無（特殊損失を除外した場合には、その理由も含む）該当ありません。

11. 出資等または株式等エクスポージャーに関する事項

① 出資等または株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

「出資等または株式等エクスポージャー」とは、主に貸借対照表上の有価証券勘定及び外部出資勘定の株式又は出資として計上されているものであり、当ＪＡにおいては、これらを①子会社および関連会社株式、②その他有価証券、③系統および系統外出資に区分して管理しています。

①子会社および関連会社については、経営上も密接な連携を図ることにより、当ＪＡの事業のより効率的運営を目的として、株式を保有しています。これらの会社の経営については毎期の決算書類の分析の他、毎月定期的な連絡会議を行う等適切な業況把握に努めています。

②その他の有価証券については中長期的な運用目的で保有するものであり、適切な市場リスクの把握およびコントロールに努めています。具体的には、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及びポートフォリオの状況やＡＬＭなどを考慮し、理事会で運用方針を定めるとともに経営層で構成するＡＬＭ委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は理事会で決定した運用方針及びＡＬＭ委員会で決定された取引方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引については企画管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

③系統出資については、会員としての総会等への参画を通じた経営概況の監督に加え、日常的な協議を通じた連合会等の財務健全化を求めており、系統外出資についても同様の対応を行っています。

なお、これらの出資等または株式等エクスポージャーの評価等については、①子会社および関連会社については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて子会社等損失引当金を、②その他有価証券については時価評価を行った上で、取得原価との評価差額については、「その他有価証券評価差額金」として純資産の部に計上しています。③系統および系統外出資については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて外部出資等損失引当金を設定しています。また、評価等重要な会計方針の変更等があれば、注記表にその旨記載することとしています。

② 出資等または株式等エクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価

(単位：百万円)

	令和 5 年度		令和 6 年度	
	貸借対照表計上	時価評価額	貸借対照表計上	時価評価額
上場	—	—	—	—
非上場	2,897	2,897	2,897	2,897
合計	2,897	2,897	2,897	2,897

(注)「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。

③ 出資等または株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

(単位：百万円)

令和 5 年度			令和 6 年度		
売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
—	—	—	—	—	—

④ 貸借対照表で認識され、損益計算書で認識されない評価損益の額 (保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等)

(単位：百万円)

令和 5 年度		令和 6 年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
—	—	—	—

⑤ 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額 (子会社・関連会社株式の評価損益等)

(単位：百万円)

令和 5 年度		令和 6 年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
—	—	—	—

12. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位：百万円)

	令和5年度	令和6年度
ルックスルー方式を適用するエクスポージャー	—	—
マンドート方式を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(250%)を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(400%)を適用するエクスポージャー	—	—
フォールバック方式(1250%)を適用するエクスポージャー	—	—

13. 金利リスクに関する事項

①金利リスクの算定手法の概要

金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在する中で金利が変動することにより、利益が減少ないし損失を被るリスクをいいます。

当JAでは、金利リスク量を計算する際の基本的な事項を「金利リスク量計算要領」に、またリスク情報の管理・報告にかかる事項を「余裕金運用リスク管理規程」に定め、適切なリスクコントロールに努めています。具体的な金利リスク管理方針及び手続については以下のとおりです。

◇リスク管理の方針及び手続の概要

・リスク管理及び計測の対象とする金利リスクの考え方及び範囲に関する説明

当JAでは、金利リスクを重要なリスクの一つとして認識し、適切な管理体制のもとで他の市場リスクと一体的に管理をしています。金利リスクのうち銀行勘定の金利リスク（IRRBB）については、個別の管理指標の設定やモニタリング体制の整備などにより厳正な管理に努めています。

・リスク管理及びリスクの削減の方針に関する説明

当JAは、リスク管理委員会のもと、自己資本に対するIRRBBの比率の管理や収支シミュレーションの分析などを行いリスク削減に努めています。

・金利リスク計測の頻度

四半期末を基準日としてIRRBBを計測しています。

・ヘッジ等金利リスクの削減手法に関する説明

当JAは、ヘッジ等による金利リスクの削減は行っていません。

◇金利リスクの算定手法の概要

当JAでは、経済価値ベースの金利リスク量（ Δ EVE）については、金利感応ポジションにかかる基準日時点のイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値と、標準的な金利ショックを与えたイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値の差により算出しており、金利ショックの幅は、上方パラレルシフト、下方パラレルシフト、スティープ化の3シナリオによる金利ショック（通貨ごとに異なるショック幅）を適用しております。

・流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期

流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期は1.25年です。

・流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期

流動性に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。

・流動性貯金への満期の割り当て方法（コア貯金モデル等）及びその前提

流動性貯金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。

・固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約に関する前提

固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約について考慮していません。

・複数の通貨の集計方法及びその前提

通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しています。通貨間の相関等は考慮していません。

・スプレッドに関する前提（計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるかどうか）

一定の前提を置いたスプレッドを考慮してキャッシュ・フローを展開しています。なお、当該スプレッドは金利変動ショックの設定上は不変としています。

- ・ 内部モデルの使用等、 $\Delta E V E$ 及び $\Delta N I I$ に重大な影響を及ぼすその他の前提
内部モデルは使用しておりません。
- ・ 前事業年度末の開示からの変動に関する説明
 $\Delta E V E$ の算出方法に関する変更はありません。
- ・ 計測値の解釈や重要性に関するその他の説明
該当ありません。

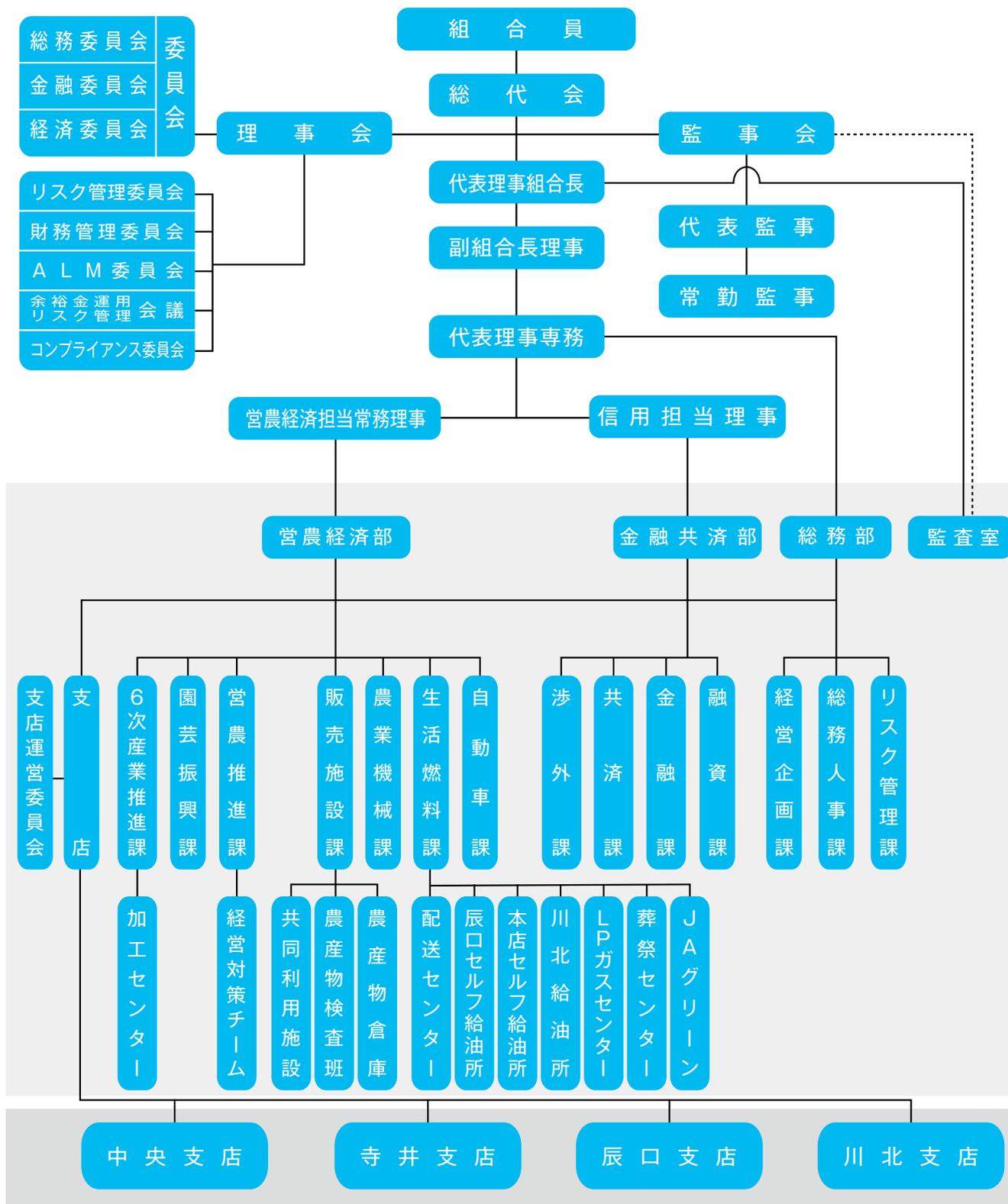
◇ $\Delta E V E$ 及び $\Delta N I I$ 以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項
当JAでは、 $\Delta E V E$ 及び $\Delta N I I$ 以外の金利リスクの計算を実施していません。

②金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

I R R B B 1 : 金利リスク					
		$\Delta E V E$		$\Delta N I I$	
		前期末	当期末	前期末	当期末
1	上方平行シフト	745	1,089	11	0
2	下方平行シフト	0	0	6	36
3	スティープ化	818	1,097		
4	フラット化	0	0		
5	短期金利上昇	0	0		
6	短期金利低下	61	104		
7	最大値	818	1,097	11	36
		前期末		当期末	
8	自己資本の額	7,248		7,273	

1. 機構図 (令和6年度期末)



2. 役員 (令和7年3月末)

役職名	氏名	代表権の有無	役職名	氏名	代表権の有無
代表理事組合長	作田 実喜秋	有	理事	酒井 勲	無
副組合長理事	本多 博明	無	〃	本江 信一	無
代表理事専務	中出 俊範	有	〃	東 美津子	無
常務理事	土井 育男	無	〃	宮本 敬明	無
信用担当理事兼金融共済部長	北野 恵一	無	〃	青山 卓弘	無
理事	和田 憲光	無	〃	小藏 和浩	無
〃	佐々木 浩然	無	〃	橋本 誠	無
〃	田中 肇	無	代表監事	加藤 宏明	無
〃	宮田 和好	無	常勤監事	中川 幸一	無
〃	中田 慶志良	無	員外監事	東野 正孝	無
〃	原田 吉和	無	監事	中川 功市	無
〃	吉川 香里	無	〃	伴場 博夫	無
〃	坂谷 佐敏	無	〃	作田 悟	無

(注) 監事 東野 正孝は農協法第30条第14項に定める員外監事であります。

3. 組合員数

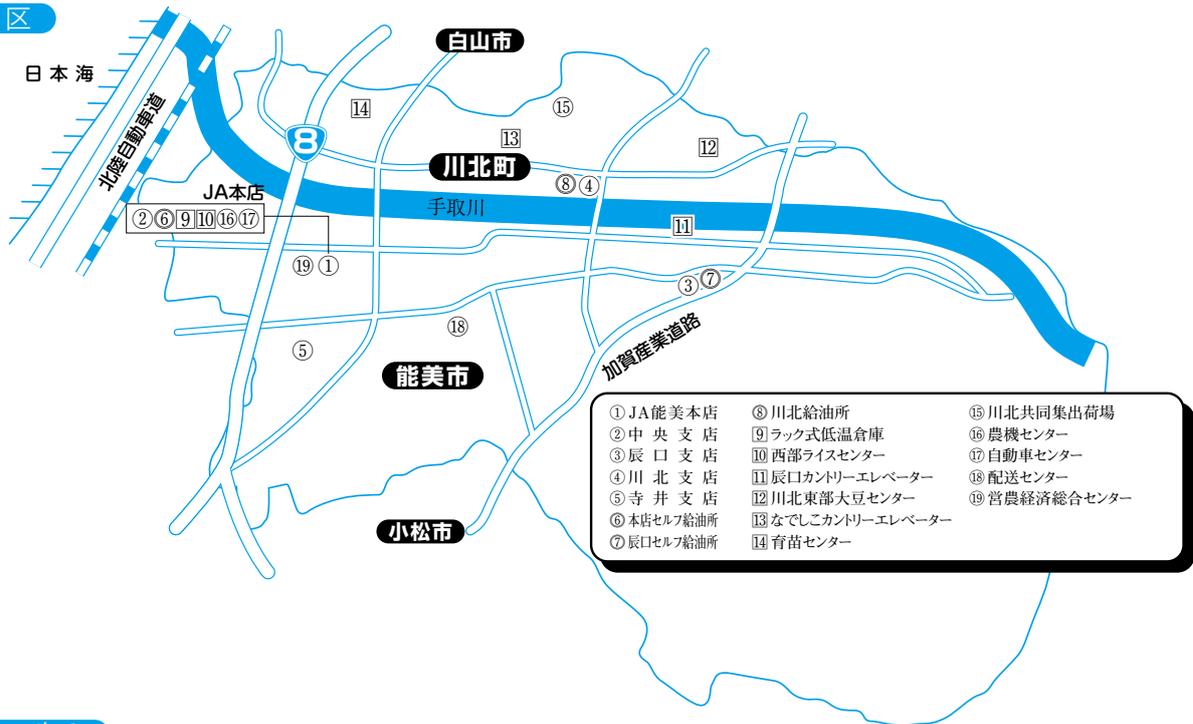
(単位：人)

種類	令和5年度	令和6年度	増減
正組合員数	2,603	2,549	△ 54
個人	2,579	2,524	△ 55
法人	24	25	1
准組合員数	2,969	2,985	16
個人	2,915	2,931	16
その他の団体	54	54	—
合計	5,572	5,534	△ 38

4. 組合員組織の状況

組織名	構成員数	組織名	構成員数
JA 青壮年部	158名	いちじく部会	11名
JA 女性部	306名	パープル(ナス)部会	3名
各集落生産組合	69組織	かぼちゃ部会	10名
丸いも部会	6名	水稲部会	13名
柿部会	12名	はとむぎ部会	6名
姫九谷部会	16名	たまねぎ部会	27名

5. 地区



- | | | |
|------------|-------------------|--------------|
| ① JA能美本店 | ⑧ 川北給油所 | ⑮ 川北共同集出荷場 |
| ② 中央支店 | ⑨ ラック式低温倉庫 | ⑯ 農機センター |
| ③ 辰口支店 | ⑩ 西部ライスセンター | ⑰ 自動車センター |
| ④ 川北支店 | ⑪ 辰口カントリーエレベーター | ⑱ 配送センター |
| ⑤ 寺井支店 | ⑫ 川北東部大豆センター | ⑲ 営農経済総合センター |
| ⑥ 本店セルフ給油所 | ⑬ なでしこカントリーエレベーター | |
| ⑦ 辰口セルフ給油所 | ⑭ 育苗センター | |

6. 沿革・歩み

当JAは、昭和50年5月に当時の4自治体（根上町、寺井町、辰口町、川北町）にわたる10農協が、農業を取り巻く立地的・経済的環境変化をはじめ、交通網の整備に伴う生活圏の広域化等、事業環境の変化に対応し、経営基盤の拡充と事業機能強化を図ることを目的に、広域合併を行って発足しました。

爾後、地域農業振興計画の実践により、「安定し、活力ある農業経営の確立」と「豊かな農村社会づくり」に取り組むとともに、地域社会に貢献する組織として、コミュニティーコープ（地域社会協同組合）機能を備えたJAへの転換に努めてきました。

さらに、激変する諸環境の変化に対応するとともに、より安定した経営基盤の確立と地域の皆様に信頼されるJAの構築をめざし、平成11年4月に、能美郡、寺井町、川北町の3JAが合併して能美農業協同組合が発足しました。

その後、平成17年2月の行政広域合併（根上町・寺井町・辰口町）による能美市の誕生をはさみ、平成18年7月には、経営の合理化を目的とした支店統廃合を実施して、12支店1出張所から4支店体制へ移行し、平成23年4月には、地域内農産物の直売所を併設した営農経済総合センターを開設、令和6年3月には13年ぶりに機構改革をおこない、営農経済部に新たに「園芸振興課」を設置し、「園芸作物販売高1億円」の実現やJAグリーンへの出荷（産直）生産者の育成を通じて、地域農業の活性化に取り組むとともに、金融部と共済部を統合し「金融共済部」を設置し「金融渉外」と「ライフアドバイザー（共済渉外）」の業務を新設の「渉外課」が統括管理する「渉外担当」に統合し、多様な相談機能を有する対応力の高い職員による組合員サービスの向上にも取り組んでいます。また、農業経営コンサルティング業務を通じて事業継承や個別経営体の経営改善へ向けた提案活動にも取り組んでいます。更には、経営管理態勢の強化を目的に「経営企画部」を「総務部」とし、新たに「総務部」の中に「リスク管理課」を設置し、組織マネジメント力の向上、総合的なリスク管理態勢の強化を図っています。

7. 店舗等のご案内

(単位：台)

店舗・施設の名称	所在地の住所	電話番号	CD・ATM設置台数
本店	〒923-1101 能美市粟生町ヨ1	(0761) 57-3505	
営農経済総合センター	〒923-1101 能美市粟生町あ1	(0761) 57-2655	
中央支店	〒923-1101 能美市粟生町ヨ1-1	(0761) 57-0036	1
寺井支店	〒923-1121 能美市寺井町レ102	(0761) 57-1141	1
辰口支店	〒923-1201 能美市岩内町ワ30	(0761) 51-3115	1
川北支店	〒923-1267 能美郡川北町字ツツ屋208-1	(076) 277-1288	1
店舗外CD・ATM設置場所	所在地の住所	CD・ATMの区別	営業日(平日・土・日)
能美市役所寺井分室前	〒923-1121 能美市寺井町夕35	ATM	平日・土・日・祝日
アルビス辰口店	〒923-1243 能美市三ツ屋町3-1	ATM	平日・土・日・祝日

利益相反管理方針

(平成21年6月1日制定)

当 JA は、お客さま利益が不当に害されることのないよう、農業協同組合法、金融商品取引法等に基づき、利益相反するおそれのある取引を適切に管理するための体制を整備し、利益相反管理方針（以下、「本方針」といいます。）を次のとおり定めるものとします。

1. 対象取引の範囲

本方針の対象となる「利益相反のおそれのある取引」は、当 JA の行う信用事業関連業務、共済事業関連業務または金融商品関連業務にかかるお客さまとの取引であって、お客さまの利益を不当に害するおそれのある取引をいいます。

2. 利益相反のおそれのある取引の類型

「利益相反のおそれのある取引」の類型は、以下のとおりです。

- (1) お客さまと当 JA の間の利益が相反する類型
- (2) 当 JA の「お客さまと他のお客さま」との間の利益が相反する類型

3. 利益相反のおそれのある取引の特定の方法

利益相反のおそれのある取引の特定は、以下のとおり行います。

- (1) 利益相反のおそれのある取引について、利益相反管理統括部署があらかじめ類型化します。
- (2) 各部署においては、取引を行う際に、当該取引が利益相反のおそれのある取引として類型化された取引に該当するか確認します。
- (3) 利益相反のおそれのある取引に該当すると判断した場合は、利益相反管理統括部署に報告します。
- (4) 各部署で、利益相反のおそれのある取引に該当するか判断しかねる場合、または、類型には該当しないが利益相反のおそれのある取引に該当すると疑われる場合は、利益相反管理統括部署に相談します。
- (5) 利益相反管理統括部署は各部署からの相談を受けて、各部署と協議のうえ（必要に応じて関係部署と協議）、当該取引が利益相反のおそれのある取引であるかの特定を行います。

4. 利益相反の管理の方法

当 JA は、利益相反のおそれのある取引を特定した場合について、次に掲げる方法により当該お客さまの保護を適正に確保いたします。

- (1) 対象取引を行う部門と当該お客さまとの取引を行う部門を分離する方法
- (2) 対象取引または当該お客さまとの取引の条件もしくは方法を変更し、または中止する方法
- (3) 対象取引に伴い、当該お客さまの利益が不当に害されるおそれがあることについて、当該お客さまに適切に開示する方法（ただし、当 JA が負う守秘義務に違反しない場合に限りです。）
- (4) その他対象取引を適切に管理するための方法

5. 利益相反のおそれのある取引の記録および保存

利益相反の特定およびその管理のために行った措置については、当 JA で定める内部規程に基づき適切に記録し、保存いたします。

6. 利益相反管理体制

- (1) 当 JA は、利益相反のおそれのある取引の特定および利益相反管理に関する当 JA 全体の管理体制を統括するための利益相反管理統括部署およびその統括者を定めます。この統括部署は、営業部門からの影響を受けないものとします。また、当 JA の役職員に対し、本方針および本方針を踏まえた内部規程等に関する研修を実施し、利益相反管理についての周知徹底に努めます。
- (2) 利益相反管理統括者は、本方針にそって、利益相反のおそれのある取引の特定および利益相反管理を実施するとともに、その有効性を定期的に適切に検証し、改善いたします。

7. 利益相反管理体制の検証等

当 JA は、本方針に基づく利益相反管理体制について、その適切性および有効性を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行います。

能美農業協同組合個人情報保護方針

(平成 17 年 3 月 29 日制定)

(令和 4 年 3 月 18 日最終改定)

能美農業協同組合（以下「当組合」といいます。）は、組合員・利用者等の皆様の個人情報を正しく取扱うことが当組合の事業活動の基本であり社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守することを誓約します。

1. 関連法令等の遵守

当組合は、個人情報を適正に取扱うために、「個人情報の保護に関する法律」（以下「保護法」といいます。）その他、個人情報保護に関する関係諸法令および個人情報保護委員会のガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。

個人情報とは、保護法第 2 条第 1 項、第 2 項に規定する、生存する個人に関する情報で、特定の個人を識別できるものをいい、以下も同様とします。

また、当組合は、特定個人情報を適正に取扱うために、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「番号利用法」といいます。）その他、特定個人情報の適正な取扱いに関する関係諸法令およびガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。

特定個人情報とは、番号利用法 2 条第 8 項に規定する、個人番号をその内容に含む個人情報をいい、以下も同様とします。

2. 利用目的

当組合は、個人情報の取扱いにおいて、利用目的をできる限り特定したうえ、あらかじめご本人の同意を得た場合および法令により例外として扱われるべき場合を除き、その利用目的の達成に必要な範囲内でのみ個人情報を利用します。ただし、特定個人情報においては、利用目的を特定し、ご本人の同意の有無に関わらず、利用目的の範囲を超えた利用は行いません。

ご本人とは、個人情報によって識別される特定の個人をいい、以下も同様とします。利用目的は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめ公表するか、取得後速やかにご本人に通知し、または公表します。ただし、ご本人から直接書面で取得する場合には、あらかじめ明示します。

3. 適正取得

当組合は、個人情報を取得する際、適正かつ適法な手段で取得いたします。

4. 安全管理措置

当組合は、取扱う個人データ及び特定個人情報を利用目的の範囲内で正確・最新の内容に保つよう努め、また安全管理のために必要・適切な措置を講じ従業員および委託先を適正に監督します。

なお、個人データとは、保護法第 16 条第 3 項が規定する、個人情報データベース等（保護法第 16 条第 1 項）を構成する個人情報をいい、以下同様とします。

5. 仮名加工情報及び匿名加工情報の取扱い

当組合は、仮名加工情報（保護法第 2 条第 5 項）及び匿名加工情報（保護法第 2 条第 6 項）の取扱いに関しては、保護法・ガイドライン等に則して、安全管理に関する必要かつ適切な措置を講じます。

6. 第三者提供の制限

当組合は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめご本人の同意を得ることなく、個人データを第三者に提供しません。

また、当組合は、番号利用法 19 条各号により例外として扱われるべき場合を除き、ご本人の同意の有無に関わらず、特定個人情報を第三者に提供しません。

7. 機微（センシティブ）情報の取り扱い

当組合は、ご本人の機微（センシティブ）情報（要配慮個人情報並びに労働組合への加盟、門地、本籍地、保健医療等に関する情報）については、法令等に基づく場合や業務遂行上必要な範囲においてご本人の同意をいただいた場合等を除き、取得・利用・第三者提供はいたしません。

8. 開示・訂正・利用停止等

当組合は、保有個人データ等につき、法令に基づきご本人からの開示・訂正・利用停止等に応じます。保有個人データとは、保護法第16条第4項に規定するデータをいいます。

9. 苦情窓口

当組合は、個人情報につき、ご本人からの質問・苦情に対し迅速かつ適切に取り組み、そのための内部体制の整備に努めます。

10. 継続的改善

当組合は、個人情報について、適正な内部監査を実施するなどして、本保護方針の継続的な改善に努めます。

以上

お客さま本位の業務運営に関する取組方針

(平成30年2月20日制定)

(令和6年10月31日最終改定)

JAグループは、食と農を基軸として地域に根ざした協同組合として、助け合いの精神のもとに、持続可能な農業と豊かで暮らしやすい地域社会の実現を理念として掲げています。

当組合では、不断の自己改革を通して「持続可能な農業の実現」「豊かで暮らしやすい地域社会の実現」「協同組合としての役割発揮」に取り組み、組合員・利用者の皆さまと地域にとって必要不可欠な存在であり続ける旨の理念を掲げております。

この理念のもと、2017年3月に金融庁より公表された「顧客本位の業務運営に関する原則」を採択するとともに、お客さまへ「ひと・いえ・くるまの総合保障」の提供と安定的な資産形成を通じた豊かな生活づくりに貢献するため、以下の取組方針を制定いたしました。

今後、本方針に基づく取組み状況を定期的に公表するとともに、よりお客さま本位の業務運営を実現するため、社会情勢や環境の変化等を踏まえ、本方針を必要に応じて見直してまいります。

注) 共済事業は、当組合と全国共済農業協同組合連合会(以下、JA共済連)が共同で事業運営しております。JA共済連の「組合員・利用者本位の業務運営に関する取組方針等」はJA共済連のホームページをご参照下さい。

1. お客さまへの最適な金融商品、共済仕組み・サービスの提供

(1) 金融商品

お客さまに提供する金融商品は、特定の投資運用会社に偏ることなく、社会情勢や手数料の水準等も踏まえたうえで、お客さまの多様なニーズにお応えできるよう厳選した商品「JAバンクセレクトファンド」をご用意しております。

なお当組合は、金融商品の組成に携わっておりません。

【原則2本文および(注)、原則3(注)、原則6本文および(注2、3)】

(2) 共済仕組み・サービス

当組合は、お客さまが、日常生活や農業を取り巻く様々なリスクに対して安心して備えられるよう、最適な共済仕組み・サービスを提供します。

なお当組合は、市場リスクを有する共済仕組み(例:外貨建て共済)の提供は実施しておりません。

【原則2本文および(注)、原則3(注)、原則6本文および(注2、3)】

2. お客さま本位のご提案と情報提供

当組合は、お客さま一人ひとりに寄り添った以下の活動に取り組みます。また、各種手続きの実施にあたっては、お客さまに分かりやすいご説明を心がけ、ご相談に対しては迅速に対応いたします。

(1) 信用の事業活動

① お客さまの金融知識・経験・財産、ニーズに合った商品・サービスをご提案いたします。

② お客さまの投資判断に資するよう、商品のリスク特性・手数料等の重要な事項について重要情報シート等を活用して、分かりやすくご説明し、必要な情報を十分にご提供します。

③ お客さまにご負担いただく手数料について、お客さまの投資判断に資するよう、丁寧かつ分かりやすい説明に努めます。

- ④ ご提案にあたっては、利用者保護の観点から勧誘を行うことが適していると判断されるお客さまに対し、ご意向に沿った商品のご案内を行います。特に高齢のお客さまに対しては、理解度を十分に確認したうえで慎重に対応いたします。
- ⑤ 販売後においても、お持ちの投資信託商品に関する情報提供及び今後の運用方針の確認（アフターフォロー）を定期的に行います。

【原則 2 本文および（注）、原則 4、原則 5 本文および（注 1～5）、原則 6 本文および（注 1、2、4、5）】

（2）共済の事業活動

- ① お客さまに対して、各種公的保険制度等にかかる情報提供を行い、一人ひとりの加入目的・ライフプラン等に応じた最適な保障・サービスをご提案いたします。
 - ② 保障の加入にあたっては、保障設計書、意向確認書によるお客さまのご意向を把握・確認したうえで、保障内容を十分ご理解・ご納得いただけるよう、分かりやすい説明（契約概要・注意喚起事項）を実施します。
 - ③ ご高齢のお客さまに対しては、より丁寧に分かりやすくご説明し、十分ご納得いただけるよう、ご契約時にはご家族に同席いただくなど、きめ細やかな対応を行います。
 - ④ 共済金の請求や契約内容変更等各種手続きの実施にあたっては、お客さまに分かりやすいご説明心がけ、より安心していただけるアフターフォローを実施します。
- なお、保障の加入にあたり、共済掛金の他にお客さまにご負担いただく手数料等はございません。

【原則 2 本文および（注）、原則 4、原則 5 本文および（注 1～5）、原則 6 本文および（注 1、2、4、5）】

3. 利益相反の適切な管理

当組合は、お客さまへ金融商品の選定、保障提案にかかる情報提供にあたり、金融商品の販売・推奨、共済仕組みの提案・契約等において、お客さまの利益を不当に害することがないように、「利益相反管理方針」に基づき適切に管理します。

【原則 3 本文および（注）】

4. お客さま本位の業務運営を実現するための人材の育成と態勢の構築

当組合は、お客さま本位の業務運営の定着に向けて、職員への定期的な研修実施やファイナンシャルプランナー資格取得の支援を通じて、高度な専門性を有し誠実・公正な業務を行うことで、組合員・地域の皆さまから信頼され、安心してご利用・ご相談いただける人材を育成し、お客さま本位の業務運営を実現するための態勢を構築します。

また、お客さまからいただいた「声（お問い合わせ・ご相談、ご要望、苦情など）」を誠実に受け止め、業務改善に努めます。

【原則 2 本文および（注）、原則 6（注 5）、原則 7 本文および（注）】

5. お客さま本位の業務運営にかかる成果指標（KPI）

当組合における「お客さま本位の業務運営」の取組状況をご確認いただけるよう、成果指標を定期的に公表し、より良い業務運営につなげていきます。

【原則 2 本文および（注）】

次の指標を公表することにより透明性の高い業務運営に努めます。

- ① 投資信託の取扱い商品ラインアップ
- ② 投資信託における長期・積立・分散投資の状況
- ③ 運用損益別顧客比率
- ④ 投資信託預り残高上位 20 銘柄のコスト・リターン
- ⑤ 投資信託預り残高上位 20 銘柄のリスク・リターン

（※）上記の原則および注番号は、金融庁が公表している「顧客本位の業務運営に関する原則」（2021 年 1 月改訂）との対応を示しています。

マネー・ローンダリング等および反社会的勢力等への対応に関する基本方針

(平成 22 年 10 月 1 日制定)
(令和 6 年 3 月 25 日最終改定)

能美農業協同組合（以下「当組合」といいます。）は、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の金融サービスの濫用（以下、「マネー・ローンダリング等」という。）の防止に取り組むとともに、反社会的勢力等に対して断固とした姿勢で臨むことをここに宣言します。

また、顧客に組織犯罪等による被害が発生した場合には、被害者救済など必要な対応を講じます。

（管理態勢等）

当組合は、マネー・ローンダリング等防止および反社会的勢力等との取引排除の重要性を認識し、経営戦略における重要な課題の 1 つとして位置付け、適用となる法令等や政府指針を遵守するため、当組合の特性に応じた態勢を整備します。

また、適切な措置を適時に実施できるよう経営陣が管理態勢確立等について主導性を発揮し、フォワード・ルッキングなギャップ分析、組織横断的な対応の高度化、専門性や経験を踏まえた経営レベルでの戦略的な人員確保・教育・資源配分等を実施し、マネー・ローンダリング等防止および反社会的勢力等との取引排除について周知徹底を図ります。

（マネー・ローンダリング等の防止）

当組合は、実効的なマネー・ローンダリング等防止を実施するため、自らが直面しているリスクを国家公安委員会が公表している犯罪収益移転危険度調査書やその他ガイドラインを勘案し、適時・適切に特定・評価し、リスクに見合った低減措置を講じます。

（反社会的勢力等との決別）

当組合は、反社会的勢力等に対して取引関係を含めて、排除の姿勢をもって対応し、反社会的勢力等による不当要求を拒絶します。

（職員の安全確保）

当組合は、マネー・ローンダリング等防止および反社会的勢力等に対して、組織的な対応を行い、職員の安全確保を最優先に行動します。

（外部専門機関との連携）

当組合は、警察、財団法人暴力追放推進センター、弁護士など、反社会的勢力等を排除するための各種活動を行っている外部専門機関等と密接な連携をもって、反社会的勢力等と対決します。

以 上

J Aバンク利用者保護等管理方針

(平成 23 年 7 月 29 日制定)

当 J A は、農業協同組合法その他関連法令等により営む信用事業の利用者（利用者になろうとされる方を含みます。以下同じ。）の正当な利益の保護と利便の確保のため、以下の方針を遵守します。また、利用者の保護と利便の向上に向けて継続的な取組みを行うものとします。

- 1 利用者に対する取引または金融商品の説明（経営相談等をはじめとした金融円滑化の観点からの説明を含みます。）および情報提供を適切かつ十分に行います。
- 2 利用者からの相談・苦情等については、公正・迅速・誠実に対応（経営相談等をはじめとした金融円滑化の観点からの対応を含みます。）し、利用者の理解と信頼が得られるよう適切かつ十分に対応します。
- 3 利用者に関する情報については、法令等に基づく適正かつ適法な手段による取得ならびに情報の紛失、漏洩および不正利用等の防止のための必要かつ適切な措置を講じます。
- 4 当 J A が行う事業を外部に委託するにあたっては、利用者情報の管理や利用者への対応が適切に行われるよう努めます。
- 5 当 J A との取引に伴い、当 J A の利用者の利益が不当に害されることのないよう、利益相反管理のための態勢整備に努めます。

【備考】

本方針の「取引」とは、「与信取引（貸付契約およびこれに伴う担保・保証契約）、貯金等の受入れ、商品の販売、仲介、募集等において利用者と当 J A との間で事業として行われるすべての取引」をいいます。

自己資本比率の算定に関する用語解説一覧

用語	内容
自己資本の額	『コア資本に係る基礎項目の額－コア資本に係る調整項目の額（経過措置適用後の額）』を言います。
自己資本比率	自己資本の額をリスク・アセット等の総額（信用リスク・アセット額及びオペレーショナル・リスク相当額）で除して得た額。国内基準を採用する金融機関では4%以上が必要とされていますが、JAバンクでは自主的な取り決めにより8%以上が必要とされています。
エクスポージャー	リスクを有する資産並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引（以下「資産等」といいます。）の与信相当額のことです。
リスク・ウェイト	リスクを有する資産等を保有するために必要な自己資本額を算出するためのリスクの大きさに応じた掛目のことです。
信用リスク・アセット額	各エクスポージャーに対して、信用リスク削減手法を適用後、対応するリスク・ウェイトを乗じて算出した信用リスク・アセット額、CVA リスク相当額を8%で除した額の合計額を言います。
所要自己資本額	リスクを有する資産等を保有するのに必要となる自己資本の額のことです。国内基準では各リスク・アセットに4%を乗じた額となります。
オペレーショナル・リスク（相当額）	金融機関の業務において不適切な処理等により生じるリスクのことを指し、不適切な事務処理により生じる事務リスクやシステムの誤作動により生じるシステムリスクなどが該当します。なお、自己資本比率の算出にあたっては、一定の手法によりオペレーショナル・リスクを数値化した額をオペレーショナル・リスク相当額として分母に加算します。
基礎的手法	新 BIS 規制においてオペレーショナル・リスク相当額を算出する最も簡易な手法です。1年間の粗利益に0.15を乗じた額の直近三年間の平均値によりオペレーショナル・リスク相当額を算出する方法です。1年間の粗利益は、事業総利益から信用事業に係るその他経常収益、信用事業以外の事業に係るその他の収益、国債等債券売却益・償還益、補助金受入額を控除し、信用事業に係るその他経常費用、信用事業以外の事業に係るその他の費用、国債等債券売却損・償還損・償却、役務取引等費用及び金銭の信託運用見合費用を加算して算出しています。
標準的計測手法	新 BIS 規制においてオペレーショナル・リスク相当額を算出する手法です。事業規模を表す額に、一定の乗数（内部損失乗数）を乗じて算出する方法です。 事業規模要素は、算出金利要素（ILDC）、役務要素（SC）、金融商品要素（FC）の平均値に0.12を乗じた額であり、内部損失乗数については、告示第250条第1項に基づいた数値を使用しています。 なお、算出金利要素（ILDC）、役務要素（SC）、金融商品要素（FC）は告示第249条にさだめられた方法に基づき算出しています。
抵当権付住宅ローン	住宅ローンのうち、抵当権が第1順位かつ担保評価額が十分であるものことです。

用語	内容
コミットメント	契約した期間・融資枠の範囲内で、お客さまのご請求に基づき、金融機関が融資を実行することを約束する契約のことです。
証券化エクスポージャー	証券化とは、原資産に係る信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部又は全部を第三者に移転する性質を有する取引のことであり、証券化エクスポージャーとは証券化に伴い第三者に移転する資産のことです。
CVA リスク (Credit Value Adjustment)	CVA（派生商品取引についての取引相手方の信用リスクを勘案しない場合の公正価値評価額と信用リスクを勘案した場合の公正価値評価額との差額を言います。）が変動するリスクを言います。
店頭デリバティブ	株式や金利、為替などの通常の取引から派生した比較的小さな金額で仮想的に大きな原資産を取引する金融商品取引のうち、金融機関や証券会社の店頭で相対で行われる取引のことです。
クレジット・デリバティブ	信用リスクをヘッジ（回避・低減）するために、債務者である会社等の信用力を指標に将来受け渡す損益を決める取引です。
プロテクションの購入及び提供	プロテクションの購入とは、クレジット・デリバティブ取引において信用リスクをヘッジ（回避・低減）するための取引をいい、プロテクションの提供とは、保証を与える取引を指します。
信用リスク削減手法	金融機関が保有している信用リスクを軽減する措置であり、新 BIS 規制では、貯金や有価証券など一定の要件を満たす担保や保証がある場合には、担保や保証人のリスク・ウェイトに置き換えることができます。
派生商品取引	有価証券取引等から派生し、原資産の価格によりその価格が決定される商品のことであり、先物、オプション、スワップ取引等が該当します。
金利ショック	保有している資産や負債等に金利の変化をあてはめることです。
△ EVE ・ △ NII	△ EVE とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する経済的価値の減少額として計測されるものをいいます。△ NII とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する算出基準日から 12 か月を経過する日までの間の金利収益の減少額として計測されるものをいいます。 △ EVE については、6 つの金利ショック・シナリオ（上方パラレルシフト・下方パラレルシフト・スティープ化・フラット化・短期金利上昇・短期金利低下）に基づいて、△ NII については 2 つの金利ショック・シナリオ（上方パラレルシフト・下方パラレルシフト）に基づいて計測を実施します。
上方パラレルシフト・ 下方パラレルシフト	満期までの残存年数が異なる債券についての金利が、全体的に上昇することを上方パラレルシフトといいます。反対に、金利が全体的に下落することを下方パラレルシフトといいます。
スティープ化・フラット化	長期金利が上昇して、短期金利と長期金利との差が大きくなることをスティープ化といいます。反対に、長期金利が下落して、短期金利と長期金利との差が小さくなることをフラット化といいます。

ディスクロージャー開示項目対比掲載ページ

< 概況及び組織に関する事項 >

- 1. 業務の運営の組織…………… 57
- 2. 理事及び監事の氏名及び役職名…………… 58
- 3. 事務所の名称及び所在地…………… 59

< 主要な業務の内容 >

- 4. 主要な業務の内容…………… 11

< 主要な業務に関する事項 >

- 5. 直近の事業年度における事業の概況… 4～7
- 6. 直近の5事業年度における主要な業務の状況を示す指標…………… 30
- 7. 直近の2事業年度における主要な事業の状況を示す指標

① 主要な業務の状況を示す指標

- a. 事業粗利益及び事業粗利益率…………… 30
- b. 資金運用収支、役員取引等収支及び
その他事業収支…………… 31
- c. 資金運用勘定並びに資金調達勘定
平均残高、利息、利回り及び
総資金利ざや…………… 31
- d. 受取利息及び支払利息の増減…………… 31
- e. 総資産経常利益率及び
資本経常利益率…………… 41
- f. 総資産当期純利益率及び
資本当期純利益率…………… 41

② 貯金に関する指標

- a. 流動性貯金、定期性貯金、譲渡性貯金、
その他の貯金の平均残高…………… 31
- b. 固定金利定期貯金、変動金利定期貯金
及びその他の区分ごとの
定期貯金の残高…………… 32

③ 貸出金等に関する指標

- a. 手形貸付、証書貸付、当座貸越及び
割引手形の平均残高…………… 32
- b. 固定金利及び変動金利の区分
ごとの貸出金の残高…………… 32
- c. 担保の種類別の貸出金残高及
び債務保証見返額…………… 32
- d. 用途別の貸出金残高…………… 33
- e. 主要な農業関係の貸出実績…………… 33
- f. 業種別の貸出金残高及び当該貸出金残高
の貸出金の総額に対する割合…………… 33
- g. 貯貸率の期末値及び期中平均値…………… 41

④ 有価証券に関する指標

- a. 商品有価証券の種類別の
平均残高…………… 該当なし
- b. 有価証券の種類別の残存期間別
の残高…………… 37
- c. 有価証券の種類別の平均残高…………… 36
- d. 貯証率の期末値及び期中平均値…………… 41

< 業務の運営に関する事項 >

- 8. リスク管理の体制…………… 7～8
- 9. 法令遵守の体制…………… 8～10
- 10. 中小企業の経営の改善及び地域の活性化の
ための取組の状況…………… 2～4
- 11. 苦情処理措置及び紛争解決措置の内容 …… 10

< 直近の2事業年度における財産の状況 >

- 12. 貸借対照表、損益計算書及び
剰余金処分計算書…………… 12～26
- 13. 貸出金にかかる事項
 - ① 破産更生債権及びこれらに準ずる債権… 34
 - ② 危険債権…………… 34
 - ③ 三月以上延滞債権…………… 34
 - ④ 貸出条件緩和債権…………… 34
 - ⑤ 正常債権…………… 34
- 14. 自己資本の充実の状況…………… 41～56
- 15. 次に掲げるものに関する取得価額又は
契約価額、時価及び評価損益
 - ① 有価証券…………… 36～38
 - ② 金銭の信託…………… 38
 - ③ 金融先物取引等…………… 該当なし
- 16. 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額 …… 36
- 17. 貸出金償却額…………… 36
- 18. 法第37条の2第3項の規定に基づき
会計監査人の監査を受けている旨…………… 29



能美農業協同組合

石川県能美市粟生町㊦1

〒923-1101

TEL.0761-57-3505 FAX.0761-58-6410